

「将来にわたって子どもの声が地域に響き、若者・子育て世代で賑わうまち」の実現

ABIRA 2017⇒2018

第2次安平町総合計画

前期基本計画



育てたい暮らし
暮らしたい帰りたい
みんなで未来へ
駈けるまち



2017年3月策定

発行／安平町

〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地

TEL 0145-22-2511 (代表)

URL <http://www.town.abira.lg.jp/>

企画・編集

安平町企画財政課

第2次安平町総合計画 前期基本計画の構成

政策分野 I	子育て・教育				
基本施策 1 (子育て支援)	地域で子どもを産み育てられる環境づくりの推進				
<p><施策の方向性> 医療や福祉と連携しながら、0歳から18歳までの子どものライフステージに応じた子育て支援策の充実を目指します。また、子育てを地域全体でサポートする体制をつくり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指します。</p> <p><施策項目> (1) 子育て支援サービス・情報提供・相談体制の充実【成長戦略①】 (2) 妊娠期・乳児期・幼児期など母子保健事業の推進【成長戦略②】 (3) しょうがいのある児童・生徒・家庭に対する地域支援の充実【成長戦略③】 (4) ひとり親家庭や多子世帯への子育て・教育支援の充実【差別化戦略①】 (5) 結婚・妊娠・出産に対する支援の充実【改善戦略①】</p>					
【成果指標】					
	指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
	合計特殊出生率	1.46人 (H25-H27)	1.50人 (H28-H30)	1.60人 (H32-H34)	3ヵ年平均
	年間の出生者数	50人 (H27年)	52人	52人	各年1月1日～12月31日
	子育てへの不安、負担を感じる保護者の割合	49.3% (H25年度)	40%	30%	
	乳幼児健康診査受診率	94.9% (H27年度)	95%以上	95%以上	独自実施の5歳児健診
* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値					
【現状と課題】					
(結婚・妊娠・出産・子育て支援)					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当町の合計特殊出生率は、その年により増減はありますが、全国平均を下回る低い数値で推移しており、子どもを産む世代の減少とも相まって、若年者比率も下がりがつづいています。 ○ 子どもを取り巻く環境は、核家族化や少子化、女性の社会進出による子育てと仕事の両立な 					
【施策項目に対応した主な取組み】					
(1) 子育て支援サービス・情報提供・相談体制の充実【成長戦略①】					
<ul style="list-style-type: none"> ▲ 認定こども園・子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブなどを集約した「児童福祉複合施設」を核として実施している子育て支援サービスの充実を図りながら、安心して産み、育てられるための環境づくりに取り組むとともに、この環境の情報発信に取組むことで、子育て世代の確保と誘引につなげていきます。 ▲ 妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供し、地域における子育て世代の「安心感」を醸成していくことを目指したワンストップ体制となる「子育て世代包括支援センター」の設置を検討していきます。 ▲ 町民有志で結成され、運営する子育てサポーターによる「行政サービスのすきま」を補う活動に対する支援とともに、子育てが一段落した女性やシニア世代を活用したさらなるサービス拡充へとつなげるなど、地域全体で子育てをしやすい環境の醸成に取組みます。 ▲ 子育てを誘引するためには住まいの確保が求められることから、分譲宅地や民有地、賃貸住宅などの情報発信のほか、職員住宅・教員住宅など遊休ストック住宅を活用した子育て世代を支援するための住宅としての改修整備について検討していきます。 ▲ 子育てに係る経済的負担や各進学期における子どもの教育コストなど、ライフステージに応じた経済的負担が増加するポイントを分析しながら、子育て世代を対象としたライフプランセミナーなどの取組みや効果的な支援制度の創設に取組んでいきます。 					
〔主な取組み・事業〕					
<ul style="list-style-type: none"> ◇児童福祉複合施設を基盤とした子育て環境の整備 ◇児童館・放課後児童クラブにおける家庭学習補完事業「まなび～」の実施 ◇妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的相談支援を行うワンストップ体制「子育て世代包括支援センター」の設置検討 ◇子育てサポーターへの支援 ◇遊休ストック住宅を活用した子育て支援住宅の整備検討 					

基本施策

<施策の方向性>、<施策項目>については、基本構想で掲げている項目です。

成果指標

◇PDCAサイクルによる検証及び行政評価を進めるため、各基本施策の目指すべきまちづくりの達成に向けた指標と目標値を設定しています。

◇前期基本計画の期間は、平成29年度～平成30年度の2ヵ年ですが、中長期的な視点から中期基本計画（平成31年度～平成34年度）最終年度までの目標値を設定しています。

◇中期・後期基本計画の策定に合わせて、達成した場合や社会情勢の変化を踏まえて、指標項目の追加や削除、目標値の見直しを行います。

現状と課題

まちづくり町民アンケートや町民まちづくり会議で出された課題のほか、社会情勢の変化やこれまでのまちづくりの経過など、基本施策ごとの現状と課題について記述しています。

施策項目に対応した主な取組み

基本構想で掲げた施策項目ごとに、主な取組み内容などを記述しています。

第2次安平町総合計画の体系図

将来像

重点プロジェクト

政策分野

基本施策

育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駈けるまち

チームあびら「安心・平和な生活実現プロジェクト」

I 子育て・教育	1 子育て支援	地域で子どもを産み育てられる環境づくりの推進
	2 就学前教育	子どもが安心して遊び・学べる環境づくりの推進
	3 学校教育	夢と希望を実現する力を育む学校教育の充実
	4 追分高等学校	地域と連携した追分高等学校の魅力づくりへの支援
	5 家庭教育	家庭・地域の教育力の強化
	6 青少年教育	まちへの愛着と誇りを育む「ふるさと教育」の推進
II 人づくり・コミュニティ	1 地域コミュニティ	地域コミュニティ活動の活性化の推進
	2 協働のまちづくり	多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進
	3 生涯学習・社会教育	将来のまちづくりを担う人材の育成
	4 芸術・文化	芸術文化の振興と文化財の保護・活用
	5 スポーツ振興	生涯スポーツの振興
	6 男女共同参画	平等と多様性を尊重した社会づくりの推進
	7 交流	地域間交流・国際交流の推進
III 経済・産業	1 農林業	持続可能な農林業の振興
	2 企業誘致	恵まれた立地条件を活かした企業誘致の促進
	3 産業振興・雇用就労	産業振興と雇用・就労対策の促進
	4 観光	公民連携による回遊・交流事業の促進
	5 商業	交流人口の拡大と連動した商業の活性化
IV 健康・福祉	1 保健	町民との連携・協働による健康づくりの推進
	2 医療	地域医療体制の確保
	3 地域福祉	支え合いと助け合いによる地域福祉の推進
	4 しょうがい者福祉	共生社会の実現に向けたしょうがい者福祉の推進
	5 高齢者福祉	シルバー世代が活躍できる社会の推進
	6 社会保障	社会保障制度の充実
V 生活環境・生活基盤	1 環境・景観保全	豊かな自然環境・美しい景観の保全と活用
	2 循環型社会	資源循環型社会の構築
	3 土地利用	効果的な土地利用の推進
	4 生活インフラ	住民生活を支えるインフラ整備の推進
	5 住環境整備	多様なニーズに対応した住環境の整備
	6 移住・定住対策	職住近接を目指した移住・定住対策の推進
	7 地域公共交通	持続可能な地域公共交通の確立
	8 消防防災・交通安全・消費生活	安全・安心な住民生活の実現
VI 運行財政	1 情報発信	情報共有と知名度向上につながる発信力の強化
	2 住民サービス	町民に信頼される開かれた組織づくりの強化
	3 行財政運営	将来を見据えた行財政運営の推進

第2次安平町総合計画 前期基本

政策分野Ⅰ 子育て・教育

- 基本施策 1(子育て支援) 地域で子どもを産み育てられる環境づくりの推進
- 基本施策 2(就学前教育) 子どもが安心して遊び・学べる環境づくりの推進
- 基本施策 3(学校教育) 夢と希望を実現する力を育む学校教育の充実
- 基本施策 4(追分高等学校) 地域と連携した追分高等学校の魅力づくりへの支援
- 基本施策 5(家庭教育) 家庭・地域の教育力の強化
- 基本施策 6(青少年教育) まちへの愛着と誇りを育む「ふるさと教育」の推進

主な取組み・事業

- 児童福祉複合施設を基盤とした子育て環境の整備
- 妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない総合的相談支援を行うワンストップ体制「子育て世代包括支援センター」の設置検討
- 遊休ストック住宅を活用した子育て支援住宅の整備検討
- 子ども医療費無償化の独自拡充・子どものインフルエンザ予防接種料の独自助成
- 多子世帯の保育料軽減支援事業 ○若年層の出会いの場の創出・交流の検討
- 妊婦健診等に伴う町外医療機関への通院費支援、特定不妊治療費助成事業
- 0歳児からの受入れ、給食、一時預かり保育、休日保育サービス等の実施
- 遊びを通じた教育を実現するための園庭整備の支援
- 追分地区小中一貫校(教育)の導入に向けた準備組織の設置
- 専門職の資格取得を目指し進学する方に特化した人材育成とUターン施策を連動させた奨学金制度の創設検討
- 安平町誘致企業会等と連携した町内雇用体制の確立(高等学校)
- 児童館・放課後児童クラブの指定管理体制への移行
- ふるさと教育・学社融合事業 など

政策分野Ⅱ 人

- 基本施策 1(地域コミュニティ) 地域コミュニティ
- 基本施策 2(協働のまちづくり) 多様な主体と行
- 基本施策 3(生涯学習・社会教育) 将来のまちづく
- 基本施策 4(芸術・文化) 芸術文化の振興
- 基本施策 5(スポーツ振興) 生涯スポーツの
- 基本施策 6(男女共同参画) 平等と多様性を
- 基本施策 7(交流) 地域間交流・国

主な取組み・

- 地域サポート制度の取組み
- 地域別での町民と行政による「協議の場」の設
- 町民の自主的なまちづくり事業への支援(まち
- 地域課題の解決に向けたコミュニティ・ビジネ
- 増築を含めた安平公民館の改修
- 道の駅へのSL車両等の展示移設、鉄道資料の
- SL保存協力会の存続に向けた後継者の育成支
- 文化・スポーツ大会参加助成事業、トップアス
- スポーツセンタートレーニング室の増設整備事
- 高校・大学・企業等のスポーツ合宿・大会の誘
- 民間活力による新たな合宿施設の整備検討
- 子どもを持つ女性が安心して働ける環境づくり
- 東京23区との全国連携プロジェクトへの参加
- ふるさと納税寄付者等との交流事業の検討

育てたい 暮らしたい 帰りたい

政策分野Ⅳ 健康・福祉

- 基本施策 1(保健) 町民との連携・協働による健康づくりの推進
- 基本施策 2(医療) 地域医療体制の確保
- 基本施策 3(地域福祉) 支え合いと助け合いによる地域福祉の推進
- 基本施策 4(しょうがい者福祉) 共生社会の実現に向けたしょうがい者福祉の推進
- 基本施策 5(高齢者福祉) シルバー世代が活躍できる社会の推進
- 基本施策 6(社会保障) 社会保障制度の充実

主な取組み・事業

- 健康寿命延伸事業
- 各種健康診査の受診率向上に向けた取組み
- 子育て支援や定住施策の観点による独自拡充事業(子ども医療費無償化・インフルエンザ予防接種料の助成等)の周知と発着強化
- 医師確保等支援事業(かかりつけ医・専門医確保事業、新規看護師雇用助成事業)、地域医療連携支援事業(眼科医)
- 地域見守りネットワークの推進、地域支え合い活動推進事業
- 地域課題の解決に向けたコミュニティ・ビジネスの推進(再掲)
- 東陽町定住自立圏の連携事業による「しょうがい者等の地域生活支援拠点事業」の推進
- 民設民営による「小規模特別養護老人ホーム」の整備 など

政策分野Ⅴ 住

- 基本施策 1(環境・景観保全) 豊かな自然環境
- 基本施策 2(循環型社会) 資源循環型社会
- 基本施策 3(土地利用) 効果的な土地利
- 基本施策 4(生活インフラ) 住民生活を支え
- 基本施策 5(住環境整備) 多様なニーズに
- 基本施策 6(移住・定住対策) 職住近接を目指
- 基本施策 7(地域公共交通) 持続可能な地域
- 基本施策 8(防災・交通安全・消費生活) 安全・安心な住

主な取組み・

- 回遊・交流ステーション形成事業と連動した地
- 柏が丘公園整備事業
- 公共施設Wi-Fi整備の設置基準等の検討
- 移住・定住対策の観点による空き家(中古住宅・住宅リフォーム助成制度)の拡充や見直し・町ホームページ等を活用した不動産情報提供
- 若者雇用促進助成事業の創設(再掲)
- 長期優良住宅建設助成事業
- 地域公共交通対策事業(地域公共交通体系の最
- J室線線の存続に向けた取組み
- 遊樂場所等表示整備事業、追分出張所の耐震化

計画における主な取組み・事業

*前期基本計画の各政策分野から、新たな取組みや主な事業などを抽出しています。

づくり・コミュニティ

ィ活動の活性化の推進
政による協働のまちづくりの推進
りを担う人材の育成
と文化財の保護・活用
振興
尊重した社会づくりの推進
際交流の推進

事業

定、地域課題の協議
づくり事業支援交付金)
スの推進

デジタルアーカイブ化事業
援
リート育成・支援対策
業
致

の整備

など

政策分野Ⅲ 経済・産業

基本施策1(農林業) 持続可能な農林業の振興
基本施策2(企業誘致) 恵まれた立地条件を活かした企業誘致の促進
基本施策3(産業振興・雇用就労) 産業振興と雇用・就労対策の促進
基本施策4(観光) 公民連携による回遊・交流事業の促進
基本施策5(商業) 交流人口の拡大と連動した商業の活性化

主な取組み・事業

- 地域おこし協力隊による地場農産物を活用した6次産業化・商品開発の取組み
- 地域ブランド化推進支援事業、道の駅開業等に向けた特産品の開発
- 公共牧場施設管理強化対策事業
- 新規就農対策事業、有機農業の新規参入に向けた受入れ体制の整備と支援の取組み
- 若者雇用促進助成事業の創設
- 工業団地分譲地の販売促進に向けた取組み
- 専門職の資格取得を目指し進学する方に特化した人材育成とUターン施策を連動させた奨学金制度の創設検討(再掲)
- 創業等支援事業計画に基づく起業・創業支援(初期投資軽減、起業・創業セミナー等)の展開
- 地域おこし協力隊制度を活用した商工業事業後継者の確保
- 交流人口拡大に向けた回遊・交流ステーション形成事業の展開
- 観光協会等と連携した官民一体型観光商品や回遊交流コンテンツの開発
- 交流拠点施設の整備(あびら交流センター・道の駅あびら・柏が丘公園)
- グリーンツーリズム施設整備や体験メニュー開発に対する支援
- 商工会等による多目的活用に向けた商店街ポイントシステムの導入検討及び支援 など

みんなで未来へ駆けるまち

民生活・生活基盤

・美しい景観の保全と活用
の構築
用の推進
るインフラ整備の推進
対応した住環境の整備
した移住・定住対策の推進
公共交通の確立
民生活の実現

事業

域景観の保全と活用の取組み

)の利活用策の展開

よる空き家(中古住宅)の流動化の取組み

適化・利用促進策の取組み)

など

政策分野Ⅵ 行財政運営

基本施策1(情報発信) 情報共有と知名度向上につながる発信力の強化
基本施策2(住民サービス) 町民に信頼される開かれた組織づくりの強化
基本施策3(行財政運営) 将来を見据えた行財政運営の推進

主な取組み・事業

- シティプロモーション戦略の策定、ホームページアクセス数の分析などによる効果的な情報発信
- 町外向け動画コンテンツやプロモーション映像の制作と発信
- 地域おこし協力隊の活用など安平町の知名度向上に向けたPR強化
- ふるさと納税寄付者等との交流事業の検討(再掲)
- 町民との協働のまちづくりを推進するための組織体制の検討
- 地域サポート制度の取組み(再掲)
- PDCAサイクルの確立と行政評価の推進
- 庁舎を含む公共施設の集約・再配置事業
- 普通財産の活用・処分に向けた仕組みづくり
- 東胆振定住自立圏共生ビジョンに基づく施策の推進
- 地方創生の推進に向けた地域間連携の推進 など

将来像の実現に向けた重点プロジェクト

(将来像の実現に向けた重点プロジェクトについては、基本構想から抜粋)

当町は、まちづくりの将来像を「育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち」と掲げています。しかし、人口減少と少子高齢化の進行に伴い、あらゆる分野で担い手・後継者が不足しており、これまで町民が主体となって解決してきた様々な地域の課題を、今後は誰が担うのかという大きな問題に直面しています。

まちづくりの将来像の実現には、この大きな問題の解消・克服が不可欠です。

一方、社会情勢として、東京一極集中の是正を目指す国の「地方創生」の提唱を追い風として、経済の豊かさではなく、自然や地域とのふれあいを大切にする「田園回帰」という生き方が注目され、地方での暮らしを希望する若者・子育て世代が増加しつつあります。

まちづくりの将来像の実現に向け、この社会情勢の追い風を使い、当町が直面する大きな問題を克服していくものとし、地域課題から「仕事」を生み出す仕組みをつくり、地域住民や若者・子育て世代などの移住者がビジネスの手法を用いて地域課題を解決していく取組みを、戦略的・横断的な1つの施策として重点プロジェクトに位置づけ、積極的展開を図ります。

チームあびら「安心・平和な生活実現プロジェクト」

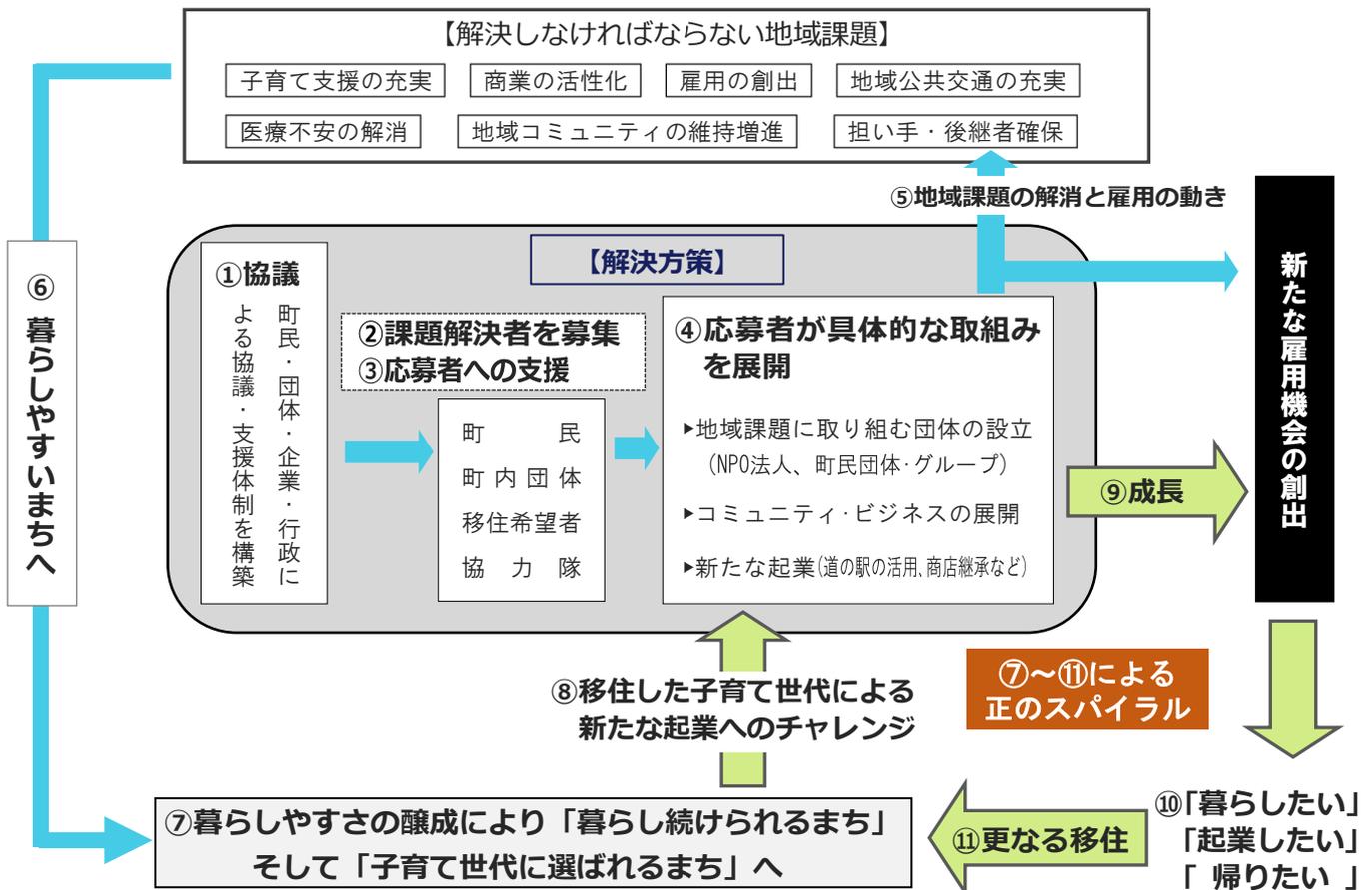
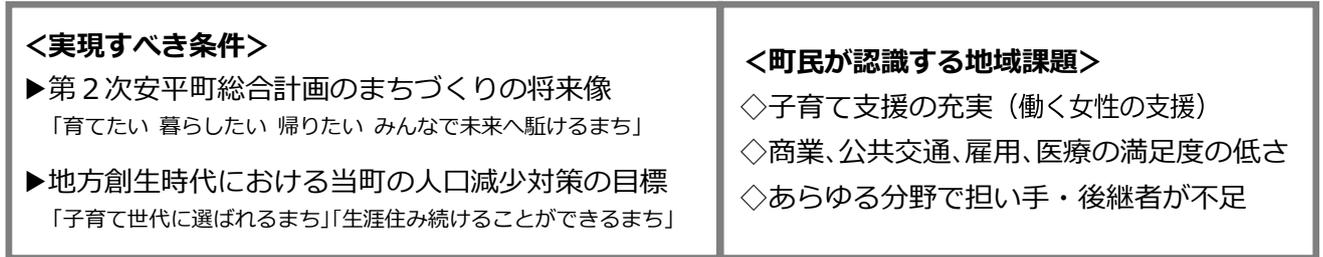
地域課題を解決するコミュニティ・ビジネスを活用した子育て世代の移住促進

- まちづくりの将来像⇒「育てたい 暮らしたい 帰りたい (と思える安平町を)」「みんなで (町民と行政の協働で)」「未来へ駆けるまち (実現していく)」
- 町民から多くの地域課題に対する改善を求める声 ⇒ 将来像の実現において大きな障害
- 全ての世代が安平町に住んで良かったと思える「安心・平和な生活の実現」に向け、地域課題から「仕事」を生み出す仕組みをつくり、地域住民や若者・子育て世代などの移住者がビジネスの手法を用いて地域課題を解決していくプロジェクト

重点プロジェクトの設定に係る安平町の主な背景

行政の動き	町民アンケート結果	町内団体の実情				
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 安平町まちづくり基本条例が施行 ▶ 「安平町まちづくりファンド」の創設 ▶ NPO法人への「みずほ館」の施設管理委 ▶ あびらクラスター・ステーション推進機構による「あびら交流センター」の自主的運営 ▶ 「回遊・交流ステーション形成事業の展開と拠点施設「道の駅」の建設 ▶ グリーンツーリズム推進で地域おこし協力隊制度を活用 ▶ 町内の起業・創業を促進する「創業等支援事業計画」の国の認定 ▶ 庁舎再編と併せ、町民協働、団体・コミュニティ支援を所管する新たな組織づくりを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 20、30年を見据えて子育て支援にしっかり取り組むべき ▶ 商店街に活気がなく、廃業する商店も多く、町内での買い物がとても不便 ▶ 若者が希望する仕事が少ない ▶ 総合病院が無く、将来運転できなくなったら不安 	<table border="1"> <tr> <td>マイナス要因</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 構成員の高齢化で活動が停滞 ▶ ボランティアの担い手が見つからない ▶ 地域のリーダー的な人材がいらない ▶ 最近は活動に対する町民協力も少なくなってきた ▶ 自治会・町内会等の存続が危ぶまれ、今後再編の議論が必要 </td> </tr> <tr> <td>プラス要因</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 観光協会の法人化 ▶ 安平地区における自主的な団体活動の活発化 ▶ 道の駅農直の生産者協議会の設立 ▶ 早来地区の保護者が中心となり子ども園の園庭を整備 </td> </tr> </table>	マイナス要因	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 構成員の高齢化で活動が停滞 ▶ ボランティアの担い手が見つからない ▶ 地域のリーダー的な人材がいらない ▶ 最近は活動に対する町民協力も少なくなってきた ▶ 自治会・町内会等の存続が危ぶまれ、今後再編の議論が必要 	プラス要因	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 観光協会の法人化 ▶ 安平地区における自主的な団体活動の活発化 ▶ 道の駅農直の生産者協議会の設立 ▶ 早来地区の保護者が中心となり子ども園の園庭を整備
マイナス要因	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 構成員の高齢化で活動が停滞 ▶ ボランティアの担い手が見つからない ▶ 地域のリーダー的な人材がいらない ▶ 最近は活動に対する町民協力も少なくなってきた ▶ 自治会・町内会等の存続が危ぶまれ、今後再編の議論が必要 					
プラス要因	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 観光協会の法人化 ▶ 安平地区における自主的な団体活動の活発化 ▶ 道の駅農直の生産者協議会の設立 ▶ 早来地区の保護者が中心となり子ども園の園庭を整備 					
<p>行政が進める「協働のまちづくり」に向けた施策を活用し、課題の共有と支援体制を確立した上で、地域課題から「仕事」を生み出す仕組みをつくり、町民や移住者等が主体となってビジネスの手法を用いて地域課題を解決する取組みを推進</p>						

チームあびら「(安)心・(平)和な生活実現プロジェクト」 全体フローチャート



<手順>

- ① 地域別で町民と行政による「協議の場」を設定し、地域課題や支援策を協議
- ② 地域課題を解決する人材・団体の募集（町民・町内団体・移住希望者・地域おこし協力隊など）
- ③ 協議の場が「地域協議会・支援体制」となり、応募者への人的・物的な支援
- ④ 支援を受けた町民・町内団体・移住者・地域おこし協力隊が具体的な取組みを展開
- ⑤ 個別の地域課題の解消とともに、ビジネス・起業によって新たな雇用の動きが発生
- ⑥ 課題解消に伴い、少しずつ暮らしやすいまちへ

- ⑦ 暮らしやすさの醸成により「暮らし続けられるまち」「子育て世代に選ばれるまち」へ
- ⑧ 移住した子育て世代による新たな起業へのチャレンジ
- ⑨ ビジネスの成長・拡大により更なる雇用の創出へ
- ⑩ 安平町のイメージが「暮らしたい」「起業したい」「帰りたい」へと変化
- ⑪ 更なる移住者を獲得

『正のスパイラル』

◆重点プロジェクトとして戦略的・横断的に取り組むべき主な関連施策

重点プロジェクトに関連する政策分野・基本施策・施策項目	10年間で重点的・横断的に取り組むべき施策例
<p>I 子育て・教育</p> <p>1 地域で子どもを産み育てられる環境づくりの推進 (1)子育て支援サービス・情報提供・相談体制の充実</p> <p>6 まちへの愛着と誇りを育む「ふるさと教育」の推進 (1)地域が一体となったふるさと教育・学社融合の充実 (2)各種体験活動や学習活動を通じた子どもの放課後対策の推進</p>	<p>▶町民主体で行っている子育てサポート活動にシニア世代を活用し、サービス拡充を図る</p> <p>▶自然体験系NPO法人との連携による各種体験活動の推進（グリーンツーリズムとの連動）</p>
<p>II 人づくり・コミュニティ</p> <p>1 地域コミュニティ活動の活性化の推進 (1)自治会・町内会等の育成と支援の強化 (2)まちづくりファンド（町民基金）を通じた自主的活動への支援</p> <p>2 多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進 (1)町民活動団体の育成と支援の強化 (2)「新しい公共」の担い手育成に向けた取組みの推進</p>	<p>▶4地区ごとの自治会・町内会等との協議の場の設置（小さな拠点事業）</p> <p>▶自治会・町内会等の活動をサポートする団体の設立</p> <p>▶活動団体による公共施設管理の促進（活動支援事業）</p> <p>▶まちづくりファンドを活用したNPO法人等の設立支援、コミュニティ・ビジネス応援制度の創設</p>
<p>III 経済・産業</p> <p>1 持続可能な農林業の振興 (1)農産物のブランド化と6次産業化の推進 (4)意欲ある新規就農者の確保と育成の強化</p> <p>2 恵まれた立地条件を活かした企業誘致の促進 (2)ターゲットを定めた戦略的企業誘致の推進</p> <p>3 産業振興と雇用・就労対策の促進 (1)若者の町内就労支援の促進 (2)地域特産品開発と販路拡大策の連動による新たな地域産業の創出 (3)創業等支援事業計画に基づく起業・創業の促進 (4)シルバー世代の就労促進</p> <p>4 公民連携による回遊・交流事業の促進 (1)公民連携による回遊・交流ステーション形成事業の推進 (2)公共施設を活用した合宿誘致事業の推進 (3)道の駅建設など交流拠点施設の整備 (4)グリーンツーリズムの推進</p> <p>5 交流人口の拡大と連動した商業の活性化 (1)回遊・交流事業を活用した商業活性化の推進 (2)空き店舗の活用等による商業後継者対策の推進</p>	<p>▶新規就農者の獲得に向け、女性農業者（アグリウーマン）を活用した「アグリ・コミュニティビジネス」の事業展開（グリーンツーリズムなど）</p> <p>▶遊休施設や空き店舗等を活用したサテライトオフィス事業の展開</p> <p>▶商工会・金融機関・関係団体で構成する支援機関による産業創出、起業・創業支援の推進（空き店舗や遊休施設の活用）</p> <p>▶建設予定の道の駅を拠点として展開する回遊・交流ステーション形成事業を活用した新たな産業創出</p> <p>▶地域に不足する業種等のビジネスモデルの検討</p> <p>▶子育て世代サポート、高齢者買い物対策などシニア世代を中心とした就労の場の構築</p>

重点プロジェクトに関連する政策分野・基本施策・施策項目	10年間で重点的・横断的に取り組むべき施策例
<p>IV 健康・福祉</p> <p>3 支え合いと助け合いによる地域福祉の推進 (2)新しい公共の担い手との協働による福祉サービスの推進</p> <p>4 共生社会の実現に向けたしょうがい者福祉の推進 (1)しょうがい者福祉サービスの推進</p> <p>5 シルバー世代が活躍できる社会の推進 (1)多様な社会活動を通じた高齢者の生きがいづくりの推進 (2)地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの推進 (3)住み慣れた地域で暮らすための支援の充実</p>	<p>▶高齢者やしょうがい者の生活支援等に係る諸課題のコミュニティ・ビジネス化（法人設立支援等）</p>
<p>V 生活環境・生活基盤</p> <p>5 多様なニーズに対応した住環境の整備 (1)空き家・町有地等の利活用による多様な住居ニーズへの対応</p> <p>6 職住近接を目指した移住・定住対策の推進 (1)仕事情報の提供との連動によるU・Iターンの促進 (3)多様なニーズに即した移住・定住促進制度の充実</p>	<p>▶起業・創業やコミュニティ・ビジネスの展開を目的とした移住者を対象とした「空き家等リフォーム制度」の拡充</p> <p>▶地域課題の解決につながる業種の逆指名制度の創設</p> <p>▶現行の定住促進条例の見直し（起業・創業等移住者の支援策）</p>
<p>VI 行財政運営</p> <p>1 情報共有と知名度向上につながる発信力の強化 (2)シティプロモーション戦略に基づく情報発信の強化</p> <p>2 町民に信頼される開かれた組織づくりの強化 (1)協働のまちづくりの実現とサービス向上を目指した組織体制の強化 (3)人口減少時代に対応した実践型職員の育成 (4)地域サポート制度の充実</p>	<p>▶移住希望者への情報発信力強化</p> <p>▶町民協働を推進する庁舎内組織の新設（課の新設など）</p> <p>▶地域住民との対話から多様な意見を引き出し、合意形成することができる職員の育成</p> <p>▶地域別担当者配置制度（地域サポート制度）の活性化</p>

政策分野Ⅰ	子育て・教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
基本施策 1	地域で子どもを産み育てられる環境づくりの推進	
基本施策 2	子どもが安心して遊び・学べる環境づくりの推進	
基本施策 3	夢と希望を実現する力を育む学校教育の充実	
基本施策 4	地域と連携した追分高等学校の魅力づくりへの支援	
基本施策 5	家庭・地域の教育力の強化	
基本施策 6	まちへの愛着と誇りを育む「ふるさと教育」の推進	
政策分野Ⅱ	人づくり・コミュニティ ・・・・・・・・・・・・・・・・	17
基本施策 1	地域コミュニティ活動の活性化の推進	
基本施策 2	多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進	
基本施策 3	将来のまちづくりを担う人材の育成	
基本施策 4	芸術文化の振興と文化財の保護・活用	
基本施策 5	生涯スポーツの振興	
基本施策 6	平等と多様性を尊重した社会づくりの推進	
基本施策 7	地域間交流・国際交流の推進	
政策分野Ⅲ	経済・産業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
基本施策 1	持続可能な農林業の振興	
基本施策 2	恵まれた立地条件を活かした企業誘致の促進	
基本施策 3	産業振興と雇用・就労対策の促進	
基本施策 4	公民連携による回遊・交流事業の促進	
基本施策 5	交流人口の拡大と連動した商業の活性化	
政策分野Ⅳ	健康・福祉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
基本施策 1	町民との連携・協働による健康づくりの推進	
基本施策 2	地域医療体制の確保	
基本施策 3	支え合いと助け合いによる地域福祉の推進	
基本施策 4	共生社会の実現に向けたしょうがい者福祉の推進	
基本施策 5	シルバー世代が活躍できる社会の推進	
基本施策 6	社会保障制度の充実	

政策分野Ⅴ 生活環境・生活基盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

- 基本施策 1 豊かな自然環境・美しい景観の保全と活用
- 基本施策 2 資源循環型社会の構築
- 基本施策 3 効果的な土地利用の推進
- 基本施策 4 住民生活を支えるインフラ整備の推進
- 基本施策 5 多様なニーズに対応した住環境の整備
- 基本施策 6 職住近接を目指した移住・定住対策の推進
- 基本施策 7 持続可能な地域公共交通の確立
- 基本施策 8 安全・安心な住民生活の実現

政策分野Ⅵ 行財政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

- 基本施策 1 情報共有と知名度向上につながる発信力の強化
- 基本施策 2 町民に信頼される開かれた組織づくりの強化
- 基本施策 3 将来を見据えた行財政運営の推進

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89

政策分野 I

子育て・教育

基本施策 1 (子育て支援)

地域で子どもを産み育てられる環境づくりの推進

<施策の方向性>

医療や福祉と連携しながら、0歳から18歳までの子どものライフステージに応じた子育て支援策の充実を目指します。また、子育てを地域全体でサポートする体制をつくり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指します。

<施策項目>

- (1) 子育て支援サービス・情報提供・相談体制の充実 [成長戦略①]
- (2) 妊娠期・乳児期・幼児期など母子保健事業の推進 [成長戦略②]
- (3) しょうがいのある児童・生徒・家庭に対する地域支援の充実 [成長戦略③]
- (4) ひとり親家庭や多子世帯への子育て・教育支援の充実 [差別化戦略①]
- (5) 結婚・妊娠・出産に対する支援の充実 [改善戦略①]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
合計特殊出生率	1.46人 (H25-H27)	1.50人 (H28-H30)	1.60人 (H32-H34)	3カ年平均
年間の出生者数	50人 (H27年)	52人	52人	各年1月1日～12月31日
子育てへの不安、負担 を感じる保護者の割合	49.3% (H25年度)	40%	30%	
乳幼児健康診査受診率	94.9% (H27年度)	95%以上	95%以上	独自実施の5歳児健診

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

(結婚・妊娠・出産・子育て支援)

- 当町の合計特殊出生率は、その年により増減はありますが、全国平均を下回る低い数値で推移しており、子どもを産む世代の減少とも相まって、若年者比率も下がりつつあります。
- 子どもを取り巻く環境は、核家族化や少子化、女性の社会進出による子育てと仕事の両立など大きく変化し、子育て支援環境の整備が喫緊の課題であったことから、認定こども園・子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブなどを集約した「児童福祉複合施設」を、早来地区と追分地区にそれぞれ整備してきました。
- この「児童福祉複合施設」を基盤として、安心して子どもを産み、育てられるための子育て支援サービスの充実を図り、子育て世代が安平町を選び、産んで、育てて良かったと思われる

町の実現を目指しています。

そのためにも、子育て支援に係るソフト事業と定住対策事業の連動、そして、これら支援策の情報を子育て世代にしっかりと発信し、PRすることが重要だと考えています。

(母子保健事業)

- 子どもたちが健やかに育ち、親子がともに成長するために、きめ細やかな相談体制により妊娠期・乳児期・幼児期における母子保健事業に取り組むとともに、経済的支援として、高校生まで医療費無料化の拡大や、特定不妊治療の助成等を行っています。

(療育・発達支援)

- 療育及び発達支援については、子ども発達支援センターが就学前における早期療育の中心的な場として、専門機関等と連携しながら、乳幼児相談や乳幼児健診などにより、子どもの成長に不安を持つ家庭の相談や支援を行うとともに、認定こども園・小中学校において、情報の共有を図りながら、一貫した支援体制をとることに努めています。

(ひとり親家庭や多子世帯等への支援)

- 家庭環境や経済的な理由から子どもの学習意欲や進学のを逃すことの無いよう、ひとり親家庭や多子世帯等の精神的負担を軽減するため、行政や地域による支援やライフステージに応じた相談体制の整備が必要です。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 子育て支援サービス・情報提供・相談体制の充実【成長戦略①】

- ▶ 認定こども園・子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブなどを集約した「児童福祉複合施設」を核として実施している子育て支援サービスの充実を図りながら、安心して産み、育てられるための環境づくりに取り組むとともに、この環境の情報発信に取り組むことで、子育て世代の確保と誘引につなげていきます。
- ▶ 妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供し、地域における子育て世代の「安心感」を醸成していくことを目指したワンストップ体制となる「子育て世代包括支援センター」の設置を検討していきます。
- ▶ 町民有志で結成され、運営する子育てサポーターによる「行政サービスのすきま」を補う活動に対する支援とともに、子育てが一段落した女性やシニア世代を活用したさらなるサービス拡充へとつなげるなど、地域全体で子育てをしやすい環境の醸成に取り組めます。
- ▶ 子育て世代を誘引するためには住まいの確保が求められることから、分譲宅地や民有地、賃貸住宅などの情報発信のほか、職員住宅・教員住宅など遊休ストック住宅を活用した子育て世代を支援するための住宅としての改修整備について検討していきます。
- ▶ 子育てに係る経済的負担や各進学期における子どもの教育コストなど、ライフステージに応じた経済的負担が増加するポイントを分析しながら、子育て世代を対象としたライフプランセミナーなどの取組みや効果的な支援制度の創設に取り組んでいきます。

〔主な取組み・事業〕
◇児童福祉複合施設を基盤とした子育て環境の整備 ◇児童館・放課後児童クラブにおける家庭学習補完事業「まなび〜」の実施 ◇妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的相談支援を行うワンストップ体制「子育て世代包括支援センター」の設置検討 ◇子育てサポーターへの支援 ◇遊休ストック住宅を活用した子育て支援住宅の整備検討

(2) 妊娠期・乳児期・幼児期など母子保健事業の推進【成長戦略②】

- ▶ 安全・安心に出産し、ゆとりをもって健やかに子どもを育てるため、妊娠期における妊婦の健康相談や問題の早期発見、出産後の保健師による訪問活動、乳幼児期における乳幼児健診を充実するなど、乳幼児の健康の確保に向けたきめ細やかな体制により、子どもが健やかに育つ環境の整備に取り組めます。
- ▶ 子どもの医療費や保育料等の軽減を図り、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を図ります。

〔主な取組み・事業〕
◇子ども医療費無償化の独自拡充 ◇子どものインフルエンザ予防接種料の独自助成 ◇妊産婦保健事業 ◇乳幼児健診事業 ◇パパママ教室

(3) しょうがいのある児童・生徒・家庭に対する地域支援の充実【成長戦略③】

- ▶ 発達の遅れや支援を必要とする子ども、児童、生徒については、子ども発達支援センターのほか、認定こども園・小中学校において、情報の共有と適切な引継ぎにより、一貫した支援体制に努めるとともに、町内の早期療育機能を充実させるため、子ども発達支援等の専門職員の配置により、安定的な支援を行います。

〔主な取組み・事業〕
◇子ども発達支援センター運営事業 ◇子ども発達支援等の専門職員の配置

(4) ひとり親家庭や多子世帯への子育て・教育支援の充実【差別化戦略①】

- ▶ ひとり親家庭等については、放課後保育や休日保育などによる子育て支援のほか、就学援助等による経済的支援、生活の中で抱えている不安や問題を解消するための相談体制など、ひとり親家庭等への支援に努めます。
- ▶ 子育てに対する負担感を軽減するためにも、地域で安心して子どもを育てられる環境であることを発信するほか、多子世帯への経済的支援等について取り組んでいきます。

〔主な取組み・事業〕
◇ひとり親家庭における医療費助成制度や児童扶養手当の給付 ◇多子世帯の保育料軽減支援事業

(5) 結婚・妊娠・出産に対する支援の充実【改善戦略①】

- ▶ 全国的に晩婚化の傾向にあることから、青年団体による取り組みをはじめ、広域的な連携による若年層の出会いの場の創出や交流について検討していきます。
- ▶ 当町には産婦人科がないことから、妊婦健診等に伴う町外医療機関への通院費の支援を行うなど安心して出産できる体制づくりに取り組むとともに、出産年齢の高齢化に伴う不妊治療ニーズが増加している現状にあることから、高額な医療費がかかる特定不妊治療への経済的支援を行うなど、結婚・妊娠・出産に対する支援策の充実に取り組みます。

〔主な取り組み・事業〕
◇若年層の出会いの場の創出・交流の検討 ◇妊婦健診等に伴う町外医療機関への通院費支援 ◇特定不妊治療費助成事業 ◇定住促進事業（出生祝金、結婚祝金）

* 合計特殊出生率：15～49歳の女性が1年間に出産した子どもの数を基にして、一人の女性が生涯に産むと予測される子どもの数の平均数を算出したもの。

<施策の方向性>

子どもの社会性や思考力、集中力、創造力、構成力など、就学後の生活や学習の基盤となる力を幼児期に育むため、「遊び」を通じた自発的な「学び」を重視する就学前教育と、その環境づくりを目指します。

<施策項目>

- (1) 認定こども園を拠点とした特色ある就学前教育の充実 [成長戦略④]
- (2) 遊びながら学べる空間・施設の充実 [改善戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
認定こども園の待機児童数	0人 (H28年度)	0人	0人	
認定こども園と連携した有資格者の確保数 (保育教諭)	— (H28年度)	累計2人	累計4人	
保護者・住民と行政等が一体となった魅力ある園庭等整備の実施数	1事業 (H28年度)	累計1事業	累計2事業	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 町内には、民間法人と行政が連携した2つの公私連携幼保連携型認定こども園が整備され、子育て環境及び就学前教育の充実に取り組んでいます。はやきた子ども園では、0歳児からの受入れや給食、一時預かり保育、休日保育などのサービスを展開しており、計画以上の入園児童を確保していますが、平成29年4月に開園するおいわけ子ども園においても、多様な保育サービスの提供と就学前教育の充実を進めることとしています。
- 町内の2つの認定こども園では、発達段階に応じて遊びながら体力や想像力等が備わる「遊びを通じた教育」を目指し、地域の大人たちが集まり「子どもの遊び場づくりネットワーク」を立ち上げ、園庭整備の議論を進めています。
- 町内にある宅地・団地内公園の遊具の老朽化をはじめ、雨天・冬期間に子どもが遊べる場所が少ないことから、既存施設等を活用した子どもが安全・安心に遊ぶことのできる公園や遊び場確保が求められています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 認定こども園を拠点とした特色ある就学前教育の充実 [成長戦略④]

- ▶ 質の高い特色ある保育・教育サービスの提供と利用者ニーズへの迅速な対応を目指した魅力ある民間運営により、子育て世代の確保と誘引につなげていくため、民間法人と連携しながら、

認定こども園を拠点とした特色ある就学前教育のさらなる充実を目指します。

- ▶ かねてより要望のある病児病後児保育については、医療機関との連携や体制確保の可能性などについて、研究していきます。
- ▶ 育児経験のある方などが研修を受けることで保育士のサポートにあたることのできる「子育て支援員」を採用していますが、多様な保育サービスを提供していくためにも、民間法人と連携した保育教諭の確保を進めます。

〔主な取組み・事業〕
◇公私連携幼保連携型認定こども園運営経費事業
◇0歳児からの受入れ、給食、一時預かり保育、休日保育サービス等の実施

(2) 遊びながら学べる空間・施設の充実 【改善戦略②】

- ▶ 発達段階に応じて遊びながら体力や想像力等が備わる「遊びを通じた教育」を実現するための子ども園の園庭整備について支援を行っていきます。
- ▶ 町内にある宅地・団地内公園については、子どもや子育て世代を意識した公園づくりについて地域住民や子どもたち等と検討を行うとともに、雨天時や冬期間でも、安全・安心・元気に遊ぶことのできる遊び場の確保について、既存の公共施設等の活用を含めて検討していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇遊びを通じた教育を実現するための園庭整備の支援
◇子どもや子育て世代を意識した公園づくりの整備検討

<施策の方向性>

複雑化する時代を生き抜く未来の担い手育成に向け、コミュニティ・スクールを核とした「特色ある教育」、「開かれた学校」を推進し、夢と希望を実現する力を育む学校教育の充実を目指します。

<施策項目>

- (1) コミュニティ・スクールを核とした学校教育の充実 [成長戦略⑤]
- (2) グローバル人材の育成に向けた学力・学習の強化 [差別化戦略②]
- (3) 小規模校の特性を活かしたきめ細かい指導の推進 [改善戦略③]
- (4) 児童・生徒の体力向上の推進 [改善戦略④]
- (5) 計画的な学校教育施設等の整備・改修・長寿命化等の推進 [回避戦略①]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
コミュニティ・スクール導入校（認定こども園への導入含む）	7校・園 (H28年度)	8校・園	8校・園	
全国学力・学習状況調査（全科目全国平均正答率）	・小学校 5科目中4科目で 全国平均正答率 以上 ・中学校 5科目中1科目で 全国平均正答率 以上 (H27年度)	全国平均 正答率以上	全国平均 正答率以上	校種別平均値 現状値の5科目（国語A・国語B・算数（数学）A・算数（数学）B・理科）のうち、理科は3年に1回実施
全国体力・運動能力、運動習慣等調査（体力合計点）	小・中学校ともに全国平均以上 (H27年度)	全国平均以上の維持	全国平均以上の維持	校種別平均値
小学1年生の児童数・中学1年生の生徒数	小1児童数 71人 中1生徒数 73人 (H27年度)	現状維持・増	現状維持・増	学校基本調査
町立学校施設改修実施件数(老朽対策)	2校 (H28年度)	累計1校	累計3校	町立学校のうち5校対象

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

(学校教育)

- 町内小中学校全てにコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を設置して、地域・学校・行政が連携、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともに開かれた特色ある学校づくりを進めています。

- 教育については、都市部と同じ水準を求める住民ニーズやグローバル社会への対応といった観点から、魅力的な教育や学習環境の提供が求められている中、当町では幼小中高の連携による取り組みなどにより、平成27年度の「全国学力・学習状況調査」において、町内小学校では5科目中4科目で全国平均正答率を上回るなど、これまでの取り組みの成果につながっている状況にあります。

当町では、学力の基礎となる読解力を磨く読書推進に向け、小中学校間の図書ネットワーク化の推進による蔵書共有化を図るとともに、追分公民館図書室・早来公民館図書室との蔵書のネットワーク化を進めています。

- 児童生徒数の減少に伴い1学年1学級運営や複式学級の学校もあることから、競い合い精神の醸成が困難ではと危惧する意見があることや、子育て世代の確保と誘引につなげるためには大きな懸念材料となることから、小規模校の特性を活かしたきめ細かい指導の充実が求められています。
- 全国的に子どもの体力や運動能力が低下傾向にある中、当町ではこれまでの取り組みにより、「運動は大切である」という意識が高く、体力及び運動能力が高い状況にあります。

(学校教育施設)

- 児童・生徒が1日の多くを過ごす小中学校での安全性の確保という観点から、老朽化が著しかった追分中学校については平成24年度に新校舎として建替えをし、また、平成26年度をもって、町内小中学校の全ての耐震化を完了しました。

しかし、昭和40年代から50年代に建築された校舎が多く、全体的に老朽化が進んでいることから、安全・安心な教育環境づくりを進めるためにも、計画的な改修整備を行う必要があります。

【施策項目に対応した主な取り組み】

(1) コミュニティ・スクールを核とした学校教育の充実 【成長戦略⑤】

- ▶ 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育活動の実現を目指し、全小中学校に導入しているコミュニティ・スクールを中心に、引き続き幼保小中高の連携による学力向上に向けた学校教育の強化を進めるとともに、小中一貫教育として、追分小学校・中学校一貫教育の調査研究を進めていきます。
- ▶ レーダーチャート方式により公表を行っている「全国学力・学習状況調査」及び「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」については、その結果を学校ごとに検証・分析することにより、各校の課題解決を図っていきます。
- ▶ 看護師、歯科衛生士、保育教諭、介護職員など、専門職の確保が難しい現状があり、今後さらなる人材不足が予想されることから、専門職の資格取得を目指し進学する方の人材育成とUターン施策を連動させた奨学金制度の創設について検討します。

〔主な取組み・事業〕
◇幼小中高教員の相互乗り入れ授業（出前授業等） ◇追分地区小中一貫校（教育）の導入に向けた準備組織の設置 ◇小中学校における体験事業・キャリア教育の推進 ◇公民館図書室と学校図書室の蔵書共有・ネットワーク化事業 ◇専門職の資格取得を目指し進学する方に特化した人材育成とUターン施策を連動させた奨学金制度の創設検討

（２）グローバル人材の育成に向けた学力・学習の強化 【差別化戦略②】

- ▶ 小学校低学年での英語必修化や、社会のグローバル化が進む中で、英語を活用できる児童生徒の育成を目指すため、幼少期から気軽に英語に触れる機会を作るとともに、外国語指導助手（ALT）の取組み強化により、英語力の強化と将来的にグローバルに活躍できる人材を育てる取組みを進めます。

〔主な取組み・事業〕
◇グローバル社会に対応した英語教育の充実

（３）小規模校の特性を活かしたきめ細かい指導の推進 【改善戦略③】

- ▶ 1学年1学級運営により競い合い精神の醸成が難しかったり、基礎学力の低下について危惧する意見もあるため、小規模校ならではのきめ細かい学習指導を推進するほか、情報化社会及び情報通信技術の普及により、ICT教育に取り組むことで、「未来を担う子どもの育成」という面で大きな可能性があることから、教材コンテンツなど大学と連携したICT教育の推進に向けて、検討していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇ICT教育環境整備事業 ◇新聞を授業に活用する「NIE教育」の拡大 ◇大学生ボランティアや退職教員等の活用による学習会の実施（子ども寺子屋・子ども朝活事業など）

（４）児童・生徒の体力向上の推進 【改善戦略④】

- ▶ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の検証・分析による各学校での取組みのほか、社会教育と連携した各種体験活動やスポーツ事業などを通じて、児童生徒の体力向上に向けた取組みを推進していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇自然体験活動や生涯スポーツ事業を通じた体力向上事業

（５）計画的な学校教育施設等の整備・改修・長寿命化等の推進 【回避戦略①】

- ▶ 全体的に老朽化が進んでいる学校校舎をはじめとした学校教育施設については、子どもたち

の安全・快適な教育環境づくりを目指し、改修整備に向けた財源を確保しながら、計画的に改修整備を行っていくとともに、時代の要請に対応する教育備品等を計画的に整備します。

- ▶ 新たに建設した学校給食センターについては、地域の食材を活かした給食や食物アレルギー対応食の提供などの特色を外部へ発信しながら、すべての幼児・児童・生徒が安全でおいしい給食を楽しめるよう取組みます。

〔主な取組み・事業〕	
◇学校教育施設の計画的な改修、維持補修	◇教育備品の整備
◇学校給食センター運営事業	

* コミュニティ・スクール（学校運営協議会）：学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

* ICT：Information and Communication Technology（インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー）一般的に「情報通信技術」と訳されています。

<施策の方向性>

まちづくりで活躍する多数の人材を輩出してきた"まちの最高学府"「北海道追分高等学校」の存続に向け、地域と連携した高等学校による魅力づくりに向けた活動を支援します。

<施策項目>

- (1) 地域企業との連携による追分高等学校の特色ある取組みへの支援 [差別化戦略③]
- (2) 追分高等学校の存続に向けた町民気運の醸成 [回避戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
追分高等学校への入学者数（うち地元中学校からの入学者割合）	平成 28 年度 40 人 (うち 35%)	平成 30 年度 40 人 (うち 35%以上)	平成 34 年度 40 人 (うち 35%以上)	
追分高等学校からの進学・就職率	83.3% (H27 年度)	90%	100%	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 町内唯一の高校である北海道追分高等学校は、町内教育の大きな柱である「幼小中高連携教育」の中核として大きな役割を果たしており、平成22年度からは1学級となっていますが、近隣地域を中心に入学者を確保し、近年は定員を充足しています。
しかし、中学校卒業者の減少による北海道立高等学校の存続問題を取り巻く環境は厳しい状況にあり、追分高等学校の存続については予断を許さない状況に置かれています。
- 地域内の高等学校の存在は子育て世代の移住・定住先の選択要因の一つとなることから、学校存続に向けては、引き続き地域企業等で構成している安平町誘致企業会等をはじめとした町内連携の強化や学校の魅力づくりに向けた支援による入学生徒の確保、特に、地元中学校からの入学者の確保が重要な要素となっています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 地域企業との連携による追分高等学校の特色ある取組みへの支援 [差別化戦略③]

- ▶ ふるさと教育により地域で育った子どもが、追分高等学校を卒業した後、町内企業に雇用される理想的な循環構造を目指し、安平町誘致企業会・安平町商工会・追分高等学校存続支援協議会をはじめとした町内連携による地域定着・人口流出の食い止めにに向けた取組みを進めるとともに、外国語指導助手（ALT）の派遣や地元中学校から進学しやすい環境づくりなど、存続支援協議会が行う各種事業に対して、引き続き支援を行っていきます。
- ▶ 全国の先進例を参考とした地域活性化に資する幼保小中高の連携による特色ある教育、魅力あるカリキュラムの実践に向けた高等学校との協議検討を進めていきます。

〔主な取組み・事業〕
<ul style="list-style-type: none"> ◇追分高等学校におけるキャリア教育の充実に向けた支援 ◇安平町誘致企業会等と連携した町内雇用体制の確立 ◇追分高等学校存続支援協議会が行う各種事業への支援

(2) 追分高等学校の存続に向けた町民気運の醸成 【回避戦略②】

- ▶ 地域内の高等学校の存在が子育て世代の移住・定住先の選択要因の一つとなることから、道内私立大学の指定校推薦枠や高い地域内就職率をPRしながら、存続支援協議会など地域一体となって、学校存続及び入学希望者の確保に取り組めます。
- ▶ 追分高等学校の存続に向けた町民気運を醸成するためにも、学校運営に地域住民が積極的に関わりを持ってもらう連携体制のコミュニティ・スクールについて、高等学校への導入に向けた関係機関との協議検討を進めていきます。

〔主な取組み・事業〕
<ul style="list-style-type: none"> ◇進学・就職率の高さと道内私立大学の指定校推薦枠のPRによる生徒確保 ◇コミュニティ・スクールの高等学校への導入に向けた協議検討

<施策の方向性>

子ども達が健やかに育つ上で、全ての出発点となる家庭教育力の向上を目指すとともに、子どもの健全育成に向けた諸活動への保護者の参加促進に取り組みます。

<施策項目>

- (1) 地域力による子どもの健全育成活動の推進 [成長戦略⑥]
- (2) 家庭教育力の向上の推進 [回避戦略③]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
児童館・児童センターの利用者数	20,480人 (H27年度)	対H27年度比 10%増	対H27年度比 20%増	
放課後児童クラブの待機児童数	12名 (H28年度)	5名	0名	
家庭教育に関する事業数と参加人数	6事業・242人 (H27年度)	現状維持	現状維持	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 子どもたちの健全育成を目的とする児童館や放課後児童クラブについては、学校や地域、関係機関と連携しながら町が運営しており、遊びや生活を通して学力や体力の向上につながる事業の展開を進めていますが、配置職員や指導員の確保という課題のほか、民間法人により運営している認定こども園や子育て支援センターとの一体的な運営が求められています。
- 子ども・子育て支援新制度の施行により放課後児童クラブの対象年齢が小学6年生まで拡大されたことに伴い、放課後児童クラブでは待機児童が発生している状況にあることや、放課後児童クラブ等を利用する安平地区、遠浅地区からの小学生の足の確保等が課題となっています。
- 家庭教育は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、人間形成の基礎となる重要な役割を担っていますが、核家族化のほか、親が身近な人から子育てを学んだり助け合う機会の減少や地域とのつながりの希薄化など、子育てや家庭教育を支える地域環境の変化もあり、家庭における教育力の低下が危惧されています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 地域力による子どもの健全育成活動の推進 [成長戦略⑥]

- ▶ 町が運営している児童館や放課後児童クラブについては、公設民営による指定管理体制へ移行することで、就学前から小学生まで一貫した運営方針による事業の展開や一体的な施設管理を目指します。
- ▶ 民間法人による一体的な施設管理・運営によるスケールメリットを活かした放課後児童クラ

ブの待機児童の解消や休日開所などのサービス拡充について、積極的に協議検討しながら、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境と、保護者にとって働きやすい環境づくりを推進します。

〔主な取組み・事業〕

◇児童館・放課後児童クラブの指定管理体制への移行

（２）家庭教育力の向上の推進 【回避戦略③】

- ▶ 家族の会話やコミュニケーションから育まれる絆や善悪の判断、家庭における挨拶や食事の大切さといった子どもたちの基本的な生活習慣づくりなど、家庭教育の大切さや命の大切さについて、親子や家族で話し合ったり、一緒に考えてもらうための機会づくりを、子ども園や学校だけではなく、地域と連携した協働体制により取り組んでいきます。

〔主な取組み・事業〕

◇妊娠期から思春期の子どもを持つ親までを対象とした子育て講座や家庭教育講座等の実施
◇読み聞かせ等を通じて愛情豊かな親子関係を築くためのブックスタート事業

<施策の方向性>

子ども達が体験活動や文化・スポーツ活動を通じて地域の人々に関わり合いながら、ふるさとへの愛着と誇りを育む「ふるさと教育」を目指します。

<施策項目>

- (1) 地域が一体となったふるさと教育・学社融合の充実 [成長戦略⑦]
- (2) 各種体験活動や学習活動を通じた子どもの放課後対策の推進 [成長戦略⑧]
- (3) 青少年の文化・スポーツ活動への支援 [成長戦略⑨]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
ふるさと教育・学社融合事業数	73事業 (H27年度)	現状維持	現状維持	
社会教育活動への参加者数(参考値:子どもチャレンジ塾)	118人 (H27年度)	130人	150人	

* 目標値の累計は H29~H30、H29~H34 の累計値

【現状と課題】

- 当町は、就職や進学を機にふるさと安平町を離れる若者が多く、若年層の転出超過が顕著ありますが、幼少期に郷土愛を育み、当町を一度離れて社会生活を送った後、再び故郷へ帰り、都会での経験を活かして新しいまちづくりに貢献するという循環を作り上げるため、地域全体が一丸となった「ふるさと教育」を推進しています。
- 就学児童が放課後や長期休業等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、各種体験事業を実施しています。
- 豊かな人間性の醸成に寄与する文化・スポーツ活動の日常化に取り組むとともに、文化・スポーツ活動において全道・全国レベルで活躍をする子どもたちへ大会への参加費助成等の支援を行っています。
一方で、児童・生徒数の減少に伴い、競技種目によっては少年団活動や部活動などの活動維持が困難になりつつ、地域内等での統合再編が行われている少年団や部があり、地域内移動に係る交通面等での支援が求められています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 地域が一体となったふるさと教育・学社融合の充実 [成長戦略⑦]

- ▶ 学校教育と社会教育の一体となった活動が、誰もが抱く「ふるさとを誇りに思い、ふるさとを愛する心」を育み、若者の地域定着と将来的なUターンに繋がることから、家庭・学校・地域の連携体制によるコミュニティ・スクールを核とした「ふるさと教育・学社融合事業」の充

実を図り、将来のまちづくりの担い手確保と人材の育成に取り組めます。

〔主な取組み・事業〕
◇各学校授業への地域人材・活動の活用 ◇ふるさと教育・学社融合事業

(2) 各種体験活動や学習活動を通じた子どもの放課後対策の推進 [成長戦略⑧]

- ▶ 子どもに不足していると言われている「運動機会・学習時間・各種体験活動」の提供に向け、スポーツ推進員や子ども会育成連絡協議会などの協力のもと、放課後や長期休業等における子どもチャレンジ塾・放課後子ども教室、サバイバルキャンプなどの実施により、児童・生徒の健全育成につなげていきます。

〔主な取組み・事業〕
◇子どもチャレンジ塾・放課後子ども教室等の実施

(3) 青少年の文化・スポーツ活動への支援 [成長戦略⑨]

- ▶ 青少年の文化・スポーツ活動での全道・全国大会等へ参加する遠征費助成など、引き続き支援を行うとともに、町内にある各運動施設や生涯学習施設などを活用しながら活動を行っている青少年の文化・スポーツ活動の活性化に向けた支援に取り組めます。
- ▶ 少子化による団体の統合再編に伴う少年団活動や部活動に係る移動手段の確保など、活動環境の向上に向けて検討していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇文化・スポーツ大会参加助成事業 ◇トップアスリート育成・支援対策 ◇少年団・部活動に係る移動手段確保など活動環境の醸成

基本施策1
(地域コミュニティ)

地域コミュニティ活動の活性化の推進

<施策の方向性>

持続可能な地域コミュニティの形成に向けて、自治会・町内会等の活動への積極的な支援を行い、行政の目が行き届かない分野のサービス提供や身近な課題の解決が、町民の活発な自主的活動で展開される地域づくりを目指します。

<施策項目>

- (1) 自治会・町内会等の育成と支援の強化 [差別化戦略①]
- (2) まちづくりファンド(町民基金)を通じた自主的活動への支援 [差別化戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
自治会・町内会等加入率	82.7% (H28年度)	82%以上	82%以上	
町職員による地域サポート制度の隊員数	14人 (H28年11月)	18人	26人	

* 目標値の累計は H29~H30、H29~H34 の累計値

【現状と課題】

- 当町では、平成26年12月に「安平町まちづくり基本条例」を施行し、町民参画・町民協働のまちづくりを進めています。
- 地域コミュニティを担う自治会・町内会等は、住民同士の関わりの薄れや少子高齢化、地域住民の減少により、将来的に維持・存続が困難になると危惧されている地域もあります。
- そのような中、当町では、町職員が地域と行政をつなぎパイプ役となる地域サポート制度を導入しながら、地域コミュニティの支援に取り組んでいます。
- しかし、地域と住民をつなぐ重要な役割を担う自治会・町内会等では、地域の核となる人材・役員や会員の不足、小規模な自治会・町内会等の将来的な在り方など、多くの課題があることから、持続可能な地域コミュニティの形成に向けて、自治会・町内会等の活性化と支援強化が求められています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 自治会・町内会等の育成と支援の強化 [差別化戦略①]

- ▶ 地域の身近な生活課題の解決や地域と住民をつなぐ重要な役割を担う自治会・町内会等の維持は欠かせないものであり、超高齢社会に対応していくためにも、自治会・町内会等の活動を発信しながら加入に向けた取組みを進めるとともに、地域の意向を把握しながら「地域サポート制度」の隊員拡充を図っていきます。

- ▶ 将来的に維持・存続が危惧される地域もあることから、地域別での町民と行政による「協議の場」の設定と地域課題の協議や、地域コミュニティの維持と協働のまちづくりに向けた役場組織の体制を確保しながら、自治会・町内会等の支援強化に向けた取組みを推進します。
- ▶ 自治会・町内会等の地域活動や交流拠点となる各地区の会館について、計画的に改修、修繕等を行っていきます。

〔主な取組み・事業〕
<ul style="list-style-type: none"> ◇地域サポート制度の取組み ◇地域別での町民と行政による「協議の場」の設定、地域課題の協議 ◇自治振興事業 ◇地区集会所の計画的な改修、修繕

(2) まちづくりファンド（町民基金）を通じた自主的活動への支援 【差別化戦略②】

- ▶ 安平町まちづくり基本条例の理念に基づき、地域コミュニティ団体や地域活動団体等が行う公益的な活動を支援するための事業の費用に充てるため設置している「安平町まちづくりファンド」を原資としたソフト事業・ハード事業対象の「まちづくり事業支援交付金」制度の活用を促しながら、自主的な自治活動等への支援とまちづくりへの積極的な参加を促進していきます。

〔主な取組み・事業〕
<ul style="list-style-type: none"> ◇ふるさと納税の有効活用とまちづくりファンド（町民基金）の運用 ◇町民の自主的なまちづくり事業への支援（まちづくり事業支援交付金）

<施策の方向性>

安平町まちづくり基本条例の理念に基づき、自治の主役である町民や各種団体、NPO法人与行政がそれぞれの役割を活かし、補完し、協力しながら、地域課題を解決していくまちづくりを目指します。

<施策項目>

- (1) 町民活動団体の育成と支援の強化 [成長戦略①]
- (2) 「新しい公共」の担い手育成に向けた取組みの推進 [成長戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
まちづくり事業支援交付金の活用団体数	10 団体 (H27 年度)	累計 20 団体	累計 60 団体	
町内各種団体の法人化数	1 団体 (H28年度)	累計 1 団体	累計 2 団体	

* 目標値の累計は H29~H30、H29~H34 の累計値

【現状と課題】

- 安平町まちづくり基本条例の理念に基づき、自治の主役である町民と行政が、それぞれの役割を活かして協働のまちづくりを目指しています。
- 町内には、ボランティア団体や町民活動団体があり、多くの町民がまちづくりに関わりを持っている当町では、行政の目が行き届かないサービスを、こうした団体によって支えられています。団体の高齢化が進行しており、担い手の育成が課題となっています。
- 多様な主体による協働の取組みを進めるためには、持続可能な活動に向けた支援強化が求められています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 町民活動団体の育成と支援の強化 [成長戦略①]

- ▶ ボランティア団体や町民活動団体の高齢化、固定化が見られることから、団体活動の発信や紹介などにより、若者をはじめとした新規会員の加入に向けた取組みを支援していくとともに、ボランティア団体や町民活動団体等が自主的に行うまちづくり事業への支援など幅広いサポートを行いながら、持続可能な活動に向けた団体の育成と支援強化を推進します。

〔主な取組み・事業〕

◇町民の自主的なまちづくり事業への支援（まちづくり事業支援交付金）（再掲）

(2) 「新しい公共」の担い手育成に向けた取組みの推進 [成長戦略②]

- ▶ 安平町総合計画基本構想において、まちづくりの将来像「育てたい 暮らしたい 帰りたい

みんなで未来へ駆けるまち」の実現に向けた重点プロジェクトとして位置づけているとおり、協働のまちづくりと町民の安心・平和な生活の実現を目指すため、地域別での町民と行政による「協議の場」の設定と地域課題の協議を進めていくとともに、福祉や介護等の生活支援・子育て・各分野における担い手と後継者確保などの地域課題の解決に向けて、「仕事」「雇用」「団体の法人化」等を結びつけた新しい仕組みづくりを検討しながら、コミュニティ・ビジネスの起業やNPO法人の設立促進など、「新しい公共」の担い手育成に向けた取組みを推進していきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇地域別での町民と行政による「協議の場」の設定、地域課題の協議（再掲）
- ◇地域課題の解決に向けたコミュニティ・ビジネスの推進

-
- * コミュニティ・ビジネス：地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組み
なお、ソーシャル・ビジネスは社会全般の課題とされている（関東経済産業局HPより）
 - * NPO法人：社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体。 Non-Profit Organization

<施策の方向性>

「まちづくりは人づくり」の視点に立ち、生涯学習・社会教育で提供する学習機会や町民の交流、活動などの「学びの場」を通じて、将来のまちづくりを担う人材の育成を目指します。

<施策項目>

- (1) 生涯学習社会の実現に向けた学習機会の提供 [成長戦略③]
- (2) まちづくりの担い手育成に主眼を置いた青年・成人教育の推進 [回避戦略①]
- (3) 生涯学習施設の整備・改修・長寿命化等の推進 [回避戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
生涯学習フェスティバルの事業数・参加人数	28事業・ 2,354人 (H28年度)	現状維持	現状維持	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 「まちづくりは人づくり」の視点に立ち、「安平町まちづくり基本条例」に担い手育成と生涯学習社会の実現を定めています。
- 生涯学習社会の実現に向け、「安平町生涯学習計画（安平町教育大綱）」に基づき、施策の展開、そして各種学習機会の充実や町民の交流、活動のネットワークづくりを通じ、将来のまちづくりを担う人材の育成を目指しています。
- 社会教育活動の拠点となる各公民館は、町民の交流や学習、芸術・文化活動など地域における様々な活動の場として利用されており、平成28年度には遠浅公民館（遠浅コミュニティセンター）を建設しましたが、今後も引き続き、各種活動の拠点となる公民館等の生涯学習施設の改修や快適な環境で利用できるよう努める必要があります。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 生涯学習社会の実現に向けた学習機会の提供 [成長戦略③]

- ▶ 生涯学習活動を推進するためには、生涯にわたって学び続けることができる学習機会の提供に努める必要があることから、各種団体や町民自らが講座の企画・立案、運営に携わり、町内の施設において学習活動を行う「生涯学習フェスティバル」の開催など、様々な学習活動に参加できる環境をつくり、多くの町民が参加し実践できるよう推進していきます。

〔主な取組み・事業〕	
◇各種生涯学習事業の開催（生涯学習フェスティバル等）	◇公民館活動の充実
◇次期安平町生涯学習計画（安平町教育大綱）の策定	

(2) まちづくりの担い手育成に主眼を置いた青年・成人教育の推進 [回避戦略①]

- ▶ 「まちづくりは人づくり」の視点から、知恵や技術、経験を有する町民の掘り起こしと、自主的に活動する人材の育成が求められていることから、地域の将来を担う人材の育成に主眼を置いた社会教育の推進を図ります。

〔主な取組み・事業〕
◇町内の若者が主催する事業や活動等への支援による人材育成

(3) 生涯学習施設の整備・改修・長寿命化等の推進 [回避戦略②]

- ▶ 公民館は、地域住民の学習機会を提供し活動する場であり、さらには協働のまちづくりを進める地域の拠点であることから、施設の増築を含めた安平公民館の大規模改修や追分公民館の暖房設備の改修のほか、早来公民館の耐震化・長寿命化対策の検討など、各種活動の拠点となる公民館の改修整備とともに、生涯学習施設の計画的な改修等に努めていきます。

〔主な取組み・事業〕
◇増築を含めた安平公民館の改修 ◇各公民館の整備事業

<施策の方向性>

町民による芸術文化活動を推進し、誰もが身近に“文化の香り”に親しめるまちを目指します。また、町指定文化財などをはじめとする郷土の貴重な遺産の保存と活用を推進します。

<施策項目>

- (1) 芸術文化に触れる機会の提供と活動団体の育成 [成長戦略④]
- (2) 文化財の保全・活用の推進 [成長戦略⑤]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
郷土の歴史に触れる機会数（郷土資料館の開館回数）	16回 (H28年度)	現状維持	現状維持	
鉄道資料デジタルアーカイブ化数	0点 (H27年度)	累計300点	累計300点以上	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 当町では、様々な芸術・文化団体やサークルが幅広く活動しており、町づくり、人づくりに大きく貢献しています。
しかし、団体会員の高齢化や固定化が見られることから、新規会員の加入を促す取組みや町民への情報発信など、支援を強化していく必要があります。
- 優れた芸術・文化の鑑賞機会の確保とともに、町内で活躍している個人や団体が発表できる場を引き続き提供しながら、地域間の交流や一体感の醸成を図る必要があります。
- 古くから守り伝えられてきた町指定の文化財については、歴史や経過等を書いた看板を設置しながら後世に伝えているなど、歴史や文化に触れる機会の提供に努めています。
- 長年の課題であり老朽化が著しかった早来郷土資料館については、平成27年度に旧早来給食センターを改修し、移転したところです。
- 鉄道とともに発展してきた当町にとって、「鉄道の歴史」は固有で尊いものであり、全国屈指の保存状況にあるSL車両については、交流人口拡大を目指し建設を予定している「(仮称)道の駅あびら」のシンボルとして展示移設を進めていくところですが、SL車両等を保守・整備している「SL保存協会」の高齢化が進んでいることから、知識や経験などを後世に引き継ぐための対策が急務となっています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 芸術文化に触れる機会の提供と活動団体の育成 [成長戦略④]

- ▶ 芸術・文化活動は、地域住民に感動や喜びと活力を与える大きな力となることから、児童生

徒を対象とした観劇会やロビーコンサートを開催するなど、公民館を中心とした芸術・文化活動を推進し、町民が芸術・文化に触れあう機会の拡充を図ります。

- ▶ 芸術・文化活動団体の会員確保に向けた団体活動の情報発信など、文化協会と連携しながら、芸術・文化活動団体の育成と支援に努めます。

〔主な取組み・事業〕
◇民間企画型によるロビーコンサート事業 ◇児童生徒観劇鑑賞事業 ◇文化祭や芸能発表会など成果発表の場の確保

(2) 文化財の保全・活用の推進 【成長戦略⑤】

- ▶ 町が指定した貴重な文化財については、その保護に努めるとともに、郷土資料を後世に残し伝えるためのデジタル化について検討していきます。また、町内郷土史団体との連携など、郷土の歴史に触れる機会を確保していきます。
- ▶ 建設を予定している「(仮称) 道の駅あびら」のシンボルとなる全国屈指の保存状況にあるS L車両の移設とともに、鉄道資料館内資料の移設の準備や、劣化する写真、ビデオ資料のデジタル化などに取組みます。
- ▶ S L車両を保守・整備している「S L保存協力会」の存続と後継者育成として、新規会員や町内外からの地域サポーターを募るなど、S L車両等の財産のほか、知識や経験などを後世に引き継ぐための支援を強化します。

〔主な取組み・事業〕
◇道の駅へのS L車両等の展示移設、鉄道資料のデジタルアーカイブ化事業 ◇S L保存協力会の存続に向けた後継者の育成支援

<施策の方向性>

多くの町民が生涯にわたりスポーツに親しむことで、心身の健康の保持と豊かな人間関係の構築に寄与することから、スポーツを通じた地域コミュニティ活動の活性化を目指します。

<施策項目>

- (1) スポーツ団体の育成 [成長戦略⑥]
- (2) 生涯スポーツ活動の推進 [成長戦略⑦]
- (3) スポーツ施設の整備・改修・長寿命化等の推進 [回避戦略③]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
スポーツセンター利用者数（屋内スケートリンク・温水プールの利用者数）	37,610人 (H26年度)	対H26年度比 5%増	対H26年度比 7%増	
1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上、1年以上続けている人の割合（40歳～74歳の男性・女性）	・男性45% ・女性36% (H27年度)	男性・女性 50%以上	男性・女性 60%以上	国民健康保険
合宿所利用団体数・利用者数	63団体 2,298人 (H27年度)	70団体 2,500人	80団体 3,000人	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 町内には、体育協会加盟団体など、自主的に活動する多くのスポーツ団体があります。団体やグループの育成と活動の支援により、スポーツを通じた地域コミュニティ活動の活性化に取り組んでいます。
- 運動は、心身両面における健康の維持・増進のために有効であり、疾病予防や町全体の医療費の抑制に繋がるものと考えられることから、「健康寿命延伸事業」のほか、スポーツ団体と連携した各種教室やスポーツイベントなど、町民が身近にそして気軽に運動やスポーツができる機会の充実に取り組んでいます。
- 町民の健康づくり及び体育の普及振興を図るため、町内には施設改修を終えた屋内及び屋外スケートリンクのほか、野球場やスキー場など多くの運動施設を有しており、計画的な施設の改修及び維持補修に努めていますが、スポーツ交流・スポーツ合宿の推進を目指している当町では、合宿所への食事の提供体制をはじめ、新たな合宿施設や多目的競技ができる運動施設の必要性についての検討が必要です。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) スポーツ団体の育成 【成長戦略⑥】

- ▶ スポーツ団体と連携した各種教室やイベントの開催など、スポーツ団体やグループの育成と活動の支援を行いながら、スポーツ団体の積極的な活動展開を促していきます。
- ▶ スポーツ少年団をはじめとする児童・生徒の全道・全国大会等へ参加する遠征の助成などにより、競技スポーツの振興を図るとともに、安平町の奨励スポーツであるアイスホッケー・スピードスケートの競技人口の増加を図るため、引き続き体験教室や団体育成に取り組んでいきます。

〔主な取組み・事業〕
◇スポーツ団体と連携した各種教室やスポーツイベントの開催 ◇文化・スポーツ大会参加助成事業（再掲） ◇トップアスリート育成・支援対策（再掲）

(2) 生涯スポーツ活動の推進 【成長戦略⑦】

- ▶ 生涯を健康で生活できるまちづくりを目指した「健康寿命延伸事業」の実施にあたっては、教育委員会と健康部門の連携による温水プールなどの公共施設を活用した取組みなど、町民が身近にそして気軽に運動やスポーツができる機会の充実に取組みます。

〔主な取組み・事業〕
◇体力づくり・健康づくり事業 ◇健康寿命延伸事業

(3) スポーツ施設の整備・改修・長寿命化等の推進 【回避戦略③】

- ▶ 利用者が安全に、そして快適に利用できるよう、スポーツ施設の老朽化に伴う計画的な改修や長寿命化に取り組めます。また、小中学生を中心にサッカー大会などの利用が多い「はだしの広場」については、かねてより利用者から要望のあるトイレ整備等を行いながら、より快適な利用環境を確保していきます。
- ▶ 夏場利用が可能となった屋内スケートリンクについては、氷上スポーツのほかインラインホッケーなど新たな競技スポーツの普及を進めるとともに、健康増進と合宿誘致の観点からスポーツセンタートレーニング室の増設整備を行っていきます。
- ▶ 屋内スケートリンクの夏場利用化を踏まえ、しらかば合宿所・さかえ合宿所の有効活用と同時に、民間活力による新たな合宿所の整備に向けた課題を検討するなど、合宿誘致拡大に向けたスポーツによる交流人口の増大を目指します。

〔主な取組み・事業〕
◇スポーツ施設の適切な管理、計画的な改修 ◇はだしの広場トイレ整備事業 ◇スポーツセンタートレーニング室の増設整備事業 ◇高校・大学・企業等のスポーツ合宿・大会の誘致 ◇民間活力による新たな合宿施設の整備検討

<施策の方向性>

町民一人ひとりが個人として尊重され、多様性を認め合える社会を目指します。また、女性が子育てと仕事を両立できる社会の実現に向けて、男女が互いに人権を尊重しつつ、それぞれの能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指します。

<施策項目>

- (1) 平等と多様性を尊重した社会の構築 [成長戦略⑧]
- (2) 男女がともに活躍できる社会の構築 [改善戦略①]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
安平町各種審議会等への女性委員の登用率	27.3% (H27年度)	27%以上	30%以上	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 一人ひとりが個人として尊重され、多様性を認め合える社会を目指していくことが求められており、人権擁護の意識醸成や人権教育に取り組んでいます。
- 少子高齢化の進展とともに、人々のライフスタイル、家族形態も多様化するなど、社会環境の変化に対応していく上で、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に努めることが求められています。
- 当町においては、「ABIRAウーマン・ワールド・カフェ」の開催などにより、男女共同参画推進に向けた事業を実施していますが、男女共同参画社会の実現には、女性の社会進出や「育児と仕事の両立」が可能な子育て環境の構築などが必要です。

【施策項目に対応した主な取り組み】

(1) 平等と多様性を尊重した社会の構築 [成長戦略⑧]

- ▶ 誰もが人間として等しく生きることができる社会を目指し、差別やいじめ、暴力、児童や高齢者への虐待など、あらゆる人権侵害から町民を守るため、人権意識の啓発や各世代における人権教育の充実に努めるとともに、地域コミュニティ活動を通じた人権侵害が起きない環境づくりや、気軽に相談できる体制を確保しながら、人権擁護活動を推進していきます。

〔主な取り組み・事業〕

◇人権擁護活動 ◇安平町いじめゼロ子ども会議 ◇要保護児童対策地域協議会

(2) 男女がともに活躍できる社会の構築 【改善戦略①】

- ▶ 男女がともに活躍できる地域づくりを目指すため、広報や学校等での啓発活動のほか、生涯学習や保健福祉関連講座などによる学習機会の提供に努めるとともに、地域のモデル事業所となるよう平成27年度に策定した安平町次世代育成支援対策・女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進、各種審議会等での女性委員登用、男女共同参画に伴う相談体制の確保などに取組みます。
- ▶ 子どもを持つ女性が安心して働ける環境づくりとして重視されることは、「育児と仕事の両立」が可能な子育て環境であり、当町では、町内にある2ヶ所の「児童福祉複合施設」において、一時預かり保育や休日保育、給食提供、児童館・放課後児童クラブの運営など、充実した環境づくりと体制を整備しながら、女性の社会進出機会の確保と女性の自立支援を進めていることから、引き続き、「育児と仕事の両立」が可能な子育て環境の充実に努めるとともに、この子育て環境を町内外へ発信することで子育て世代に選ばれる町を目指します。

〔主な取組み・事業〕
◇安平町男女共同参画基本計画の改訂
◇子どもを持つ女性が安心して働ける環境づくりの整備と発信

<施策の方向性>

イベント、スポーツ、芸術文化活動などを通じた町民相互の交流機会の充実を目指します。また、他自治体との交流や国際理解活動など他文化への理解を深め、これらをまちの活性化につなげていきます。

<施策項目>

- (1) 交流・定住外国人との国際理解活動・国際交流の推進 [差別化戦略③]
- (2) 地域間の交流活動の推進 [改善戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
首都圏（東京23区）との連携事業	2事業 (H28年度)	累計2事業	累計6事業	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 当町の国際理解活動、国際交流については、安平町国際文化交流センターなど関係団体と連携した事業のほか、グローバル社会に対応する上で、英語を活用できる児童生徒の育成を目指すため、外国語教育等を通して児童生徒に国際感覚など国際文化の理解を深めています。
- 将来的に増加が予想される交流・定住外国人との共生に向けた取組みが必要になってくると考えています。
- 地域内における交流については、町民の交流を目的に開催している地域交流事業「チームあびらパークゴルフ大会」をはじめ、各種イベント・スポーツ・芸術文化活動などを通じた住民相互の交流等により、合併後の地域の一体感の醸成を高めてきました。
- 当町における他自治体との交流については、北海道町村会にて「道内町村と東京23区との連携協力に関する協定」を締結したことを受け、平成28年度から胆振町村会として全国連携プロジェクトに取り組んでいます。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 交流・定住外国人との国際理解活動・国際交流の推進 [差別化戦略③]

- ▶ 子どもたちのグローバル社会への対応として、外国語指導助手（ALT）との交流や外国語教育により、国際理解教育を推進するとともに、将来的に増加が予想される交流外国人や定住外国人との交流検討など、民間団体が主体的に実施する楽しみながら外国の文化に触れる取組みを支援します。

〔主な取組み・事業〕

◇外国語指導助手（ALT）との交流活動を通じた国際理解教育の推進

(2) 地域間の交流活動の推進 [改善戦略②]

- ▶ 町内における一体感の醸成や町民交流を目指して、各種団体活動など町内における交流活動を支援していきます。
- ▶ 他自治体との交流に関しては、地方創生の推進に向けて胆振町村会として当町が参加している東京23区との全国連携プロジェクトについて、観光分野だけではなく各種分野での「地域間連携事業」の取組みの検討を進めていきます。
- ▶ 当町では、平成27年度から特産品返礼による拡充を行ったふるさと納税制度に、首都圏在住者など日本全国から多くの寄付をいただいていることから、より一層の安平町の魅力を伝えるための「ふるさと納税寄付者」等との交流事業について検討していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇各種イベント・スポーツ・芸術文化など各種団体活動を通じた住民相互交流
◇東京 23 区との全国連携プロジェクトへの参加
◇ふるさと納税寄付者等との交流事業の検討

基本施策1
(農林業)

持続可能な農林業の振興

<施策の方向性>

経営力の強化と生産性の向上を図り、新規就農者が農業に取り組みやすい環境づくりを目指します。また、建設予定の道の駅に設置する農産物直売所など新たな販路の活用を意識した農産物のブランド化や6次産業化の取組みを進め、基幹産業である農業の維持・発展を目指します。

<施策項目>

- (1) 農産物のブランド化と6次産業化の推進 [成長戦略①]
- (2) 経営力の強化と生産性の向上による持続可能な農業の推進 [差別化戦略①]
- (3) 農業基盤整備の推進 [差別化戦略②]
- (4) 意欲ある新規就農者の確保と育成の強化 [改善戦略①]
- (5) 森林資源の適正な保全と活用の推進 [回避戦略①]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
農商工連携による6次産業化関連企業・団体数	2件 (H28年度)	累計1件	累計2件	
6次産業化、商品開発に向けた地域おこし協力隊の活用数	— (H28年度)	累計3人	累計6人	
認定新規就農者数(組)	0組 (H27年度)	累計3組	累計10組	
農業法人数	19経営体 (H28年1月)	累計2経営体の法人化	累計6経営体の法人化	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
造林面積	28ha (H27年度)	累計40ha	累計100ha	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 当町の農家一戸あたりの平均経営耕地面積は、平成27年農林業センサスでは、北海道平均の26.5haを上回る27.5haとなっており、この広大な面積を活かした土地利用型農業を中心に、酪農・畜産・水稻・施設園芸などが展開されています。
- 当町の農家戸数は、高齢化や後継者不足により年々減少を続けていることから、引き続き新規就農者対策や後継者対策が必要であるとともに、生産農家の経営力強化に向けた取組みが求められています。
- 国では、農業就業人口の減少や高齢化の進行、労働力不足にある中、地域農業を支える重要な担い手としての役割が期待される農業法人化を推進しており、当町においても、地域に根ざ

した法人化の推進が求められています。

- 地方創生の取組みの機運が高まる中、農産物のブランド化や農畜産物の加工による付加価値向上の取組みなど、持続可能な農業経営と地域で稼ぐ力が求められています。
- TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の発効が見通せなくなった中、EU（欧州経済連合）との経済連携協定交渉の再開や、米国との2国間貿易協定への転換の動きがあるなど、日本農業への新たな打撃が懸念されることから、関係機関と連携しながら、的確な情報収集に努めていく必要があります。
- 農作物の生産性や品質の向上、産地間競争を高めるため、これまでに農地や農業水利施設など農業生産基盤の整備が進められてきました。
- 夕張シューパロダムからの国による導水事業が完了したことから、道営農地整備事業による畑かん末端整備の早期完了が望まれています。
- 町内に広がる森林は、木材等の生産の場であるとともに、多面的機能を有していることから、森林の持つ水源かん養機能、治山・治水機能や生態的機能の重要性について理解してもらうための普及活動や、町民を対象とした植樹活動を進めてきましたが、継続した森林保全の啓発を進める必要があります。

【施策項目に対応した主な取組み】

（1）農産物のブランド化と6次産業化の推進【成長戦略①】

- ▶ 近年、町内で「菜の花」を活用した商品化が進んでいるように、有機農業をはじめ多種多様な農業による農産物などの地域資源を活かした新たな商品の開発、農畜産物の加工など付加価値向上に向けた農商工連携による6次産業化、地域ブランド化などの支援に取り組むとともに、地場農産物を加工・開発・商品化できる人材や事業所の誘致・起業を促す取組みを進めていきます。

〔主な取組み・事業〕
◇地域ブランド化推進支援事業
◇地域おこし協力隊による地場農産物を活用した6次産業化・商品開発の取組み

（2）経営力の強化と生産性の向上による持続可能な農業の推進【差別化戦略①】

- ▶ 持続可能な農業経営に向けて、農業機械共同利用組織の育成による農作業の効率化のほか、土壌分析診断による農産物の安定生産、耕種農家と畜産農家との連携による合理的な地域内システムの取組みなど、引き続き関係機関と連携しながら支援していきます。
- ▶ 農業を核とした地域の活性化を図っていくため、農業関連企業との契約栽培や直接販売の促進のほか、農産物の付加価値向上（ブランド化）などによる、経営力の強化に向けた取組みを進めていきます。
- ▶ 伝統ある酪農及び肉用牛生産の近代化と経常的な支援を図るため、各種支援策を継続するとともに、優良家畜の育成を支援するため公共牧場の環境整備と利用促進に努めるほか、軽種馬産業の発展に向けた支援を継続していきます。

- ▶ 家畜市場、食肉処理施設等を有する当町において、家畜伝染病の発生は脅威である中、国内・道内では高病原性鳥インフルエンザの発生もあることから、予防を中心とした防疫対策に取り組めます。
- ▶ 有害鳥獣対策については、これまでにエゾシカ防止柵の設置等を行っていますが、今後も有害鳥獣対策協議会や地域住民と連携しながら、鳥獣害防止森林区域を設定し、森林被害の防止と農作物の被害防止、捕獲対策を進めていきます。

〔主な取組み・事業〕
◇地域農業支援システム整備事業 ◇土壌分析推進事業 ◇耕畜連携支援事業
◇優良黒毛和種繁殖牛導入事業 ◇酪農・畜産特別対策事業
◇公共牧場施設管理強化対策事業
◇外来種駆除対策に向けた多面的機能活動地区協議会との連携による取組みの検討

（３）農業基盤整備の推進 【差別化戦略②】

- ▶ 持続可能な力強い農業を実現するため、農業基盤の整備強化を進め、農作物の生産性・品質向上を図るとともに、経営規模の拡大につなげていきます。
- ▶ 夕張シューパロダムからの導水事業が完了したことから、道営農地整備事業の総合的な整備促進に向けて北海道へ要望していきます。
- ▶ 排水機能の回復に向けた国営事業が行われている安平川支流の遠浅川（第一幹線排水路）とフモンケ川（第二幹線排水路）については、国や北海道に対し早期完成に向けた事業の促進要望を引き続き行っていきます。

〔主な取組み・事業〕
◇道営農地整備事業（畑地帯担い手育成型）追分地区・春日地区
◇国営造成土地改良施設整備事業（フモンケ地区） ◇農地耕作条件改善事業安平第２地区
◇基幹水利施設ストックマネジメント事業

（４）意欲ある新規就農者の確保と育成の強化 【改善戦略①】

- ▶ 地域や民間団体と連携した総合的な支援による新規就農者対策や後継者対策に取り組むとともに、地域の農地や雇用等の受け皿機能のほか、地域コミュニティ維持の役割も期待される農業経営の法人化を推進していきます。
- ▶ 当町には有機農業と慣行農法の共存に寛容な農業文化があることから、北海道及び安平町における有機農業の普及推進を図るため、北海道や有機農業者等と連携して新規参入のモデル自治体を目指すとともに、受入れ体制の整備を図りながら有機農業の新規参入と定住促進に向けた取組みを推進していきます。
- ▶ アサヒメロン、肉用牛など市場評価が高い地域ブランド農産物の生産者の高齢化と後継者不足が深刻であるため、これらのブランド継承対策を推進します。

〔主な取組み・事業〕
◇新規就農対策事業 ◇農業次世代人材投資事業
◇有機農業の新規参入に向けた受入れ体制の整備と支援の取組み
◇農地集積と集約化による農業経営の規模拡大・新規参入促進の取組み

（5）森林資源の適正な保全と活用の推進 【回避戦略①】

- ▶ 安平町森林整備計画に基づき、計画的な除間伐や植林による森林整備及び森林の保全育成による水資源確保に努めます。
- ▶ 旧安平ダム建設予定地については、「あびらエネモの森づくり」などによる植林事業を通じた保全機能の強化を行ってきており、現在は安平町森林整備計画において、「水源かん養林」として位置づけていることから、今後も森林保全に努めることとしています。また、あびらエネモの森をはじめとした町内の水源かん養区域を保全するための基本理念などを定めていくことについて検討していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇民有林振興対策事業 ◇町有林管理事業

* 高病原性鳥インフルエンザ：インフルエンザウィルスによって引き起こされる鳥の感染症のうち、強い病原性を有し、感染した鳥の致死率が高いもの。

<施策の方向性>

町内には比較的規模の大きな企業が立地していることから、これらの企業に対する支援や誘致企業会の各種活動への協力を通じて、地域雇用の受け皿の確保を目指します。また、恵まれた立地条件と安価な分譲地を活かし、既存立地企業の関連業種や農業関係などターゲットを定めた企業誘致を促進します。

<施策項目>

- (1) 町内立地企業への支援策強化による地域雇用力の確保 [成長戦略②]
- (2) ターゲットを定めた戦略的企業誘致の推進 [回避戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
工業団地分譲地販売数	0件 (H28年度)	累計1件	累計2件	
廃止した公共施設等の企業による利活用数	1件 (H28年度)	累計1件	累計2件	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 地域産業の振興は、税収や雇用の創出、人口確保など、当町のまちづくりに極めて大きな影響を与えるものであり、継続した企業誘致活動を行ってきましたが、長年低迷する日本経済、自己水源の恒常的不足、近年の企業相談や企業進出状況などを考慮すると、大企業による製造工場など従来型の誘致は非常に厳しい状況にあります。
- 一方で、東日本大震災を契機とした災害時のリスク分散を見据えた既存企業の増設・設備投資や再生可能エネルギー関連企業の進出、また、廃止した公共施設や廃業後の民間施設などを活用した創業、企業進出があることから、従来の手法やターゲットの見直しと、地域特性に対応した企業誘致を考えていく必要があります。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 町内立地企業への支援策強化による地域雇用力の確保 [成長戦略②]

- ▶ 既存立地企業の持続的な経営は、税収や雇用の創出、人口確保など極めて重要なことから、町内企業の工場増設、設備更新等に対する支援による地元雇用の確保や、地域企業等で構成している安平町誘致企業会の各種活動への協力や情報提供を行っていきます。
- ▶ 近郊都市から町内企業への通勤者が多いことから、町内企業に就業する若者と雇用企業の双方に対する連動施策の創設など、若者の雇用と定住拡大に向けた取組みを進めます。

〔主な取組み・事業〕
◇企業立地促進条例に基づく支援 ◇工業団地等管理事業 ◇若者雇用促進助成事業の創設

（２）ターゲットを定めた戦略的企業誘致の推進 【回避戦略②】

- ▶ 新千歳空港や札幌圏に至近にあるという立地条件や基幹産業である農業という地域特性を活かして、地元生産者の雇用確保と農産物の加工などによる付加価値をつける6次産業化と連動した農業関連企業の誘致強化に取り組めます。
- ▶ 自己水源の恒常的不足や、広大な工業用地の敷地確保が難しい状況を踏まえ、地方移転が可能なサテライトオフィス、IT事業者をはじめとした情報通信技術を活かした分野や町内立地企業の取引状況調査を踏まえた業種の誘致、廃止した公共施設等を活用した企業誘致の推進など、従来手法の見直しやターゲットを絞った新たな企業誘致に取り組めます。

〔主な取組み・事業〕
◇企業誘致 PR 事業 ◇工業団地分譲地の販売促進に向けた取組み

<施策の方向性>

町内企業、商工会、金融機関など関係機関が一体となり、地域資源を活かした新たな地域産業の創出や空き家・空き店舗を活用した起業・創業を促進します。また、町内企業等と連携した若者の就労支援策や元気なシルバー世代の働く場の創出など、雇用・就労対策に取り組みます。

<施策項目>

- (1) 若者の町内就労支援の促進 [差別化戦略③]
- (2) 地域特産品開発と販路拡大策の連動による新たな地域産業の創出 [改善戦略②]
- (3) 創業等支援事業計画に基づく起業・創業の促進 [改善戦略③]
- (4) シルバー世代の就労促進 [改善戦略④]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
町外に居住する町内企業従業員の移住・定住数	— (H28年度)	累計10人	累計50人	
農商工連携による6次産業化関連企業・団体数(再掲)	2件 (H28年度)	累計1件	累計2件	
地域資源を活用した特産品の商品化件数	1件 (H27年度)	累計6件	累計18件	
新規起業、創業の件数(親族以外の事業継承を含む)	5件 (H27年度)	累計3件	累計8件	
商工業継承に向けた地域おこし協力隊の活用数	0人 (H28年度)	累計1人	累計2人	

* 目標値の累計は H29~H30、H29~H34 の累計値

【現状と課題】

- 町内には比較的大きな工場が立地し、近郊都市から町内企業へ通勤するほどの雇用がありますが、長年低迷する日本経済や近年の企業進出状況等を考慮すると、今後は町内で大きな雇用を生む大企業の誘致は難しい状況にあることから、町内に不足する業種や事業所を呼び込むための起業・創業支援を行っていくことが、将来的な地域雇用や地域活性化につながるものと考えています。
- そのため、当町における新たな創業や起業の促進を目的として、平成28年度に産業競争力強化法に基づく「安平町創業等支援事業計画」を策定し、創業や起業を促すための取組みを開始しています。

また、地域物産販売の拠点となる「(仮称)道の駅あびら」建設を契機とした新たな特産品開発や、ふるさと納税を活用した特産品の販路拡大など、地域資源を活用した相乗効果を期待す

る取組みが必要です。

- 学生や若年労働者は、進学や就職を機に町外へ流出している状況にあることから、雇用と連動したU I Jターンの促進、町内立地企業と連携した対応策が求められているとともに、元気なシルバー世代が働くことができる環境が必要です。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 若者の町内就労支援の促進 【差別化戦略③】

- ▶ 進学や就職を機に町外へ流出している学生や若者については、非正規労働等による経済不安や、U I Jターンを希望する者もいることから、都会での経験を活かして帰ってこられるよう、町内企業等と連携した雇用情報の提供とともに、新規採用や就職等で町外から町内企業に就業する若者と雇用企業の双方に対する連動施策の創設などにより、若者の就労支援を推進します。

〔主な取組み・事業〕	
◇若者雇用促進助成事業の創設（再掲）	◇専門職の資格取得を目指し進学する方に特化した人材育成とUターン施策を連動させた奨学金制度の創設検討（再掲）

(2) 地域特産品開発と販路拡大策の連動による新たな地域産業の創出 【改善戦略②】

- ▶ ふるさと納税制度における返礼品としての地域特産品活用のほか、建設を予定している「(仮称)道の駅あびら」における物産販売所や農産物直売所での販路拡大を契機として、アサヒメロンやカマンベールチーズなど地域ブランド品を活用した新たな特産品開発や、農畜産物の加工など付加価値向上に向けた農商工連携による6次産業化、地域ブランド化など、新たな地域産業創出への支援に取組みます。

〔主な取組み・事業〕	
◇地域ブランド化推進支援事業（再掲）	
◇地域おこし協力隊による地場農産物を活用した6次産業化・商品開発の取組み（再掲）	
◇道の駅開業等に向けた特産品の開発	

(3) 創業等支援事業計画に基づく起業・創業の促進 【改善戦略③】

- ▶ 安平町創業等支援事業計画に基づき、相談窓口の設置、創業セミナー等の開催、初期投資軽減策に取り組むとともに、町内に不足する業種等のビジネスモデルの提案による起業・創業の促進に向けた検討など、行政・商工会・金融機関などで構成する支援機関を立上げ官民一体となった起業・創業支援に取組みます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇創業等支援事業計画に基づく起業・創業支援(初期投資軽減、起業・創業セミナー等)の展開
- ◇ビジネスモデルの提案による起業・創業に向けた独自支援の検討
- ◇地域おこし協力隊制度を活用した商工業事業後継者の確保

(4) シルバー世代の就労促進 【改善戦略④】

- ▶ 健康で働く意欲のあるシルバー世代の技術力や経験を活かすため、子育て世代のサポートや高齢者買い物対策など、行政サービスが行き届かない分野を中心とした「仕事」「雇用」「団体の法人化」を結びつけた新しい仕組みづくりを検討していきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇地域課題の解決に向けたコミュニティ・ビジネスの推進（シルバー世代の就労を促進するための仕組みづくりの検討）（再掲）

<施策の方向性>

道の駅など「回遊・交流ステーション形成事業」として行う交流拠点施設の整備を促進します。また、これらと並行し、観光事業の中心を担う観光協会と町民、関係機関、行政が一体となって観光コンテンツの開発を進め、交流人口の拡大による地域活性化を目指します。

<施策項目>

- (1) 公民連携による回遊・交流ステーション形成事業の推進 [成長戦略③]
- (2) 公共施設を活用した合宿誘致事業の推進 [成長戦略④]
- (3) 道の駅建設など交流拠点施設の整備 [改善戦略⑤]
- (4) グリーンツーリズムの推進 [改善戦略⑥]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
観光入込客数（うち道の駅来訪者数見込み）	361千人 (H27年度)	367千人	699千人 (うち320千人)	北海道観光入込客数調査
合宿所利用団体数・利用者数（再掲）	63団体・ 2,298人 (H27年度)	70団体・ 2,500人	80団体・ 3,000人	
グリーンツーリズム関連施設数	11施設 (H28年度)	累計1施設	累計2施設	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 当町には、バリエーションに富んだゴルフ場や日本有数の軽種馬産地であることなど、多くの地域資源がありますが、通過型・単一目的型の来訪者が大半となっていることから、町内での回遊や周遊を促す必要があるとともに、町の魅力を発信する拠点づくりと体制構築が求められており、「回遊・交流ステーション形成事業」により、これまでに早来地区では「まち・あいステーション ラピア」の整備を行い、追分地区では建設を予定している「(仮称)道の駅あびら」による交流拠点づくりを進めていくこととしています。
- 大規模改修により夏季からの営業を行っている屋内スケートリンクなどの希少な施設やゴルフ場など、公共・民間による多くのスポーツ施設がある当町は、スポーツ交流・スポーツ合宿の潜在的な可能性を秘めています。
- 合宿については、早来地区にある2つの合宿所を利用し受け入れを行っていますが、土・日曜日や長期休暇を中心に飽和状態となっているため、町内での経済波及効果を含めた産業振興や地域活性化につなげるための受け入れ体制の構築とともに、中長期的には新たな合宿施設の必要性について検討していくことが必要です。
- 近年は、交流人口拡大の取組みの一つとして、当町の基幹産業である農業のPRと地域経済の活性化を目的に、観光協会や地域おこし協力隊を中心としてグリーンツーリズム事業の展開を目指していますが、収穫体験などの体験メニューが不足していることや、都市計画上の建築

規制により農家レストラン等の施設整備に制限が生じるなどの課題があります。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 公民連携による回遊・交流ステーション形成事業の推進 【成長戦略③】

- ▶ 交流人口の拡大に向け、追分地区に建設を予定している「(仮称) 道の駅あびら」を拠点として、「菜の花」、「瑞穂ダム」、「ゴルフ場」、「温浴施設」、「サラブレッド」など、町内の公共・民間の観光資源をサテライト施設として指定する公民連携による「回遊・交流ステーション形成事業」を展開し、町内全体を回遊させる仕組みを構築します。
- ▶ 旅行代理店と連携した町内モニターツアーによる町内観光ルート開発、大学と連携したモデルルートの提案や周遊マップづくり等により、新千歳空港や札幌圏から至近にあるという地理的優位性を活かして、北海道らしい風景や季節を楽しみたい外国人観光客をターゲットとした観光プランや、札幌圏からの日帰りバスツアーの受入れなど、観光事業の中心を担う観光協会や関係機関等と連携した観光商品の開発のほか新たな取組みを積極的に進めていきます。

〔主な取組み・事業〕	
◇交流人口拡大に向けた回遊・交流ステーション形成事業の展開	◇観光ルートの開発
◇観光協会等と連携した官民一体型観光商品や回遊交流コンテンツの開発	

(2) 公共施設を活用した合宿誘致事業の推進 【成長戦略④】

- ▶ 屋内スケートリンクをはじめとした当町の公共施設のほか、民間企業が経営するゴルフ場やパークゴルフ場等を活用したスポーツ大会、スポーツ合宿等を官民一体となって積極的に誘致します。
- ▶ 合宿については、宿泊施設や食事提供のワンストップ紹介、町内での経済波及効果に向けた官民連携による受入体制の構築を検討するとともに、民間活力による新たな合宿施設の整備検討など、合宿やスポーツを通じた交流人口の増大に取組みます。

〔主な取組み・事業〕	
◇官民連携による受け入れ体制の構築検討	
◇高校・大学・企業等のスポーツ合宿・大会の誘致（再掲）	
◇民間活力による新たな合宿施設の整備検討（再掲）	

(3) 道の駅建設など交流拠点施設の整備 【改善戦略⑤】

- ▶ 町への来訪者が地域の観光資源を回遊する仕組みづくりとして取組みを進めている「回遊・交流ステーション形成事業」の推進に向け、「(仮称) 道の駅あびら」をはじめとした交流拠点施設の整備を行っていきます。

町内の農産物や加工品、特産品などを一箇所で購入できる物産販売所や農産物直売所、地域資源の一つであるSLや鉄道資料の展示、冬期の集客を見据えた「(仮称) 柏が丘公園」の整備

など、多目的な機能を兼ね備えた「(仮称) 道の駅あびら」の開業に向けては、運営候補団体との協議や施設の魅力付けコンテンツの開発を進めていきます。

〔主な取組み・事業〕
◇交流拠点施設の整備（あびら交流センター、道の駅あびら、柏が丘公園）
◇道の駅開業に向けた魅力付け事業（商品開発、鉄道資料デジタルアーカイブ化など）

（４）グリーンツーリズムの推進 【改善戦略⑥】

- ▶ 美味しい食べ物や景観、自然を求めて北海道へ来訪する全国からの観光客、修学旅行生、外国人観光客などをターゲットにしながら、収穫体験や自然と触れ合う体験活動等を通じて町の魅力を知ってもらおうグリーンツーリズム事業を展開していきます。
- ▶ 農村滞在型余暇活動機能整備計画（グリーンツーリズム計画）の策定により都市計画上の建築規制を緩和し、農家レストランや農家宿泊施設などのグリーンツーリズム施設の整備に対する支援や、グリーンツーリズム登録バンクの農家数を増やすため農業者が提供する各種体験メニューの開発に対する支援を行いながら、グリーンツーリズム事業を推進していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇農村滞在型余暇活動機能整備計画（グリーンツーリズム計画）の策定
◇グリーンツーリズム登録バンクの整備
◇グリーンツーリズム施設整備や体験メニュー開発に対する支援

* グリーンツーリズム：農山漁村を訪問して、その自然と文化、人々との交流をありのままに楽しむ余暇形態

基本施策5
(商業)

交流人口の拡大と連動した商業の活性化

<施策の方向性>

交流人口の拡大による誘客効果を地域商業へ波及させることを目指します。また、空き店舗の活用と後継者対策を推進し、街中の活性化を目指します。

<施策項目>

- (1) 回遊・交流事業を活用した商業活性化の推進 [回避戦略③]
- (2) 空き店舗の活用等による商業後継者対策の推進 [回避戦略④]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
商店数	73 戸 (H26 年度)	76 戸	81 戸	経済センサス・商業統計
年間商品販売額	約 64 億円 (H26 年度)	約 68 億円	約 72 億円	経済センサス・商業統計
新規起業、創業の件数 (親族以外の事業継承を含む) (再掲)	5 件 (H27 年度)	累計 3 件	累計 8 件	

* 目標値の累計は H29~H30、H29~H34 の累計値

【現状と課題】

- 街中の賑わい創出として、これまでに追分地区では「追分ふれあいセンター い・ぶ・き」、早来地区では「まち・あいステーション ラピア」を整備するなど、たまり場となる街中の賑わい拠点施設を整備し、イベントなどソフト事業の実施により賑わい創出に努めています。
- 安平町商工会では、全町共通の商品券やプレミアム付き商品券事業の実施、さらには、商店街活性化や街中での滞留を促すためのデマンドバス事業に取り組んでいます。
- このように、当町の商業振興については、安平町商工会と連携した各種商工振興策に取り組んできましたが、商店事業主の高齢化と後継者不足が顕著であることに加え、商店数や販売額の減少、近郊都市部に立地している大型店舗への購買力流出など、商店経営は厳しい現状にあります。そのため、これらの課題解決に向けて、平成28年度に産業競争力強化法に基づく「安平町創業等支援事業計画」を策定し、官民一体となった取組みを行っていくこととしています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 回遊・交流事業を活用した商業活性化の推進 [回避戦略③]

- ▶ 公民連携による「回遊・交流ステーション形成事業」の展開のほか、グリーンツーリズム事業やスポーツ交流の推進など、交流人口拡大への取組みにより、町内来訪者を増大・回遊させ、街中に誘引し滞在時間を増やすことで、町内での飲食や商店の利用など地域商業の振興へ波及させながら、賑わいづくりを推進していきます。

- ▶ 景気動向を見定めたプレミアム付き商品券事業の実施のほか、町内経済循環と各店舗へのお客様誘導、町外への購買力流出抑止などの観点から、安平町商工会等で検討している多目的活用に向けた商店街ポイントシステムの統合と並行して、町が主催する健康づくり事業やコミュニティ事業等の行事へ町民等が参加した場合にもポイントが付与される仕組みや制度の検討を進めていきます。
- ▶ 安平町商工会が事業主体となり実施しているデマンドバス事業については、デマンドバスと商店街利用を連動させた取組みなど、商店街活性化や街中での滞留を促す仕組みづくりを関係機関と検討していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇中心市街地賑わい創出事業 ◇商店街の交流拠点施設を活用した各種イベント開催の支援
◇回遊・交流ステーション形成事業との連動による商業活性化に向けた取組み
◇商工会等による多目的活用に向けた商店街ポイントシステムの導入検討及び支援
◇デマンドバス事業との連動による商業活性化に向けた取組み

(2) 空き店舗の活用等による商業後継者対策の推進 【回避戦略④】

- ▶ 商店事業主の高齢化、後継者不足、売上の減少による閉店廃業の増加などの課題解決に向けて、安平町創業等支援事業計画により、後継者不在の個店等を対象とした事業継承者確保対策や起業・創業による空き店舗活用に係る支援など、行政・商工会・金融機関などで構成する支援機関を立上げ、官民一体となった取組みを推進します。

〔主な取組み・事業〕
◇創業等支援事業計画に基づく起業・創業支援(初期投資軽減、起業・創業セミナー等)の展開(再掲)
◇地域おこし協力隊制度を活用した商工業事業後継者の確保(再掲)
◇チャレンジショップやおためし出店による空き店舗対策事業
◇定住促進事業(新規商工業後継者奨励助成金)

基本施策1
(保健)

町民との連携・協働による健康づくりの推進

<施策の方向性>

健康に対する意識を地域全体で更に高める取組みを推進します。また、予防医療に視点を置き、保健・医療・福祉による包括的な保健・医療の体制づくりを進め、いつまでも健康に暮らせるまちを目指します。

<施策項目>

- (1) 地域ぐるみによる健康寿命の延伸に向けた取組みの強化 [成長戦略①]
- (2) 医療機関との連携による健康診査、各種検診、予防接種等の充実 [成長戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
町民健康寿命の延伸 (75歳～84歳の介護認定率)	17.5% (H27年度)	16.5%	15%	
メタボリックシンドローム基準該当者等の割合	①12.8% ② 9.6% (H27年度)	①10.5% ② 8.4%	①8.5% ②6.4%	国民健康保険 ①メタボリックシンドローム基準該当者の割合 ②メタボリックシンドローム予備軍の割合
特定健康診査受診率	43% (H27年度)	50%	54%	国民健康保険
がん検診受診率 (胃・肺・大腸がん)	19.5% (H27年度)	25%以上	30%以上	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

(健康寿命)

- 健康寿命の延伸に向けて、ウォーキングや軽運動など、誰もが気軽に楽しみながら参加できる体づくりや健康づくり事業を進めているほか、町民の健康づくりと医療費の負担抑制を最大の目的として、医療費の分析、保健指導と効果的な運動の実践など横断的な連携による健康寿命延伸事業に継続して取り組んでいます。町民自らが主体的に健康づくりや生活習慣の改善について考えてもらう動機付けと醸成が必要になっています。

(保健)

- 地域の保健活動や健康づくりを進めるため、健康増進法に基づき策定している「第2次健康あびら21」により、生活習慣病の予防に重点を置き、自己管理意識を高め、がん検診をはじめ各種健康診査の受診率の増加に取り組むとともに、各保健施設を拠点として地域に密着した保健活動、保健指導などを行っていますが、早期発見早期治療のためにも、各種健康診査の受診率の向上が課題となっています。

(予防、感染症予防など)

- 健康の保持と病気予防策である予防接種については、法定のほか任意の予防接種に係る支援等を行っています。冬期に流行するインフルエンザ対策については、予防接種法に定める主に65歳以上の接種対象者への接種費用助成のほか、現在は中学生までのインフルエンザ予防接種料の独自助成の実施を始めています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 地域ぐるみによる健康寿命の延伸に向けた取組みの強化 [成長戦略①]

- ▶ 町民が健康づくり活動に主体的に取り組めるよう、そして生活習慣改善の動機付けとして、近年導入した体成分測定装置「インボディ」により、体脂肪率や筋肉量、内臓脂肪などの測定結果から、保健指導・栄養指導・運動指導につなげていく取組みを進めるなど、医療費削減といつまでも健康で生活し続けることを目的として、温水プールなどの公共施設を活用し運動などを通じた健康寿命の延伸に向けた取組みを展開するとともに、生活習慣病の予防と健康増進に視点を置いた「健康あびら21」を推進していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇健康寿命延伸事業（再掲）

(2) 医療機関との連携による健康診査、各種検診、予防接種等の充実 [成長戦略②]

- ▶ 受診のきっかけづくりと検診による疾病の早期発見を目的とする特定健康診査の受診率向上に継続して取り組むとともに、ピロリ菌由来の胃がん発症の予防に向け、がん検診等にあわせてピロリ菌検査を行うことで、各種検診の受診率向上を目指す取組みを実施していきます。
- ▶ 教育機関や医療機関などと連携し、幼児から高齢者まで誰もが健康な自分の歯で楽しく食事ができるよう、歯科口腔保健の推進に努めます。
- ▶ 子どもを対象としたインフルエンザ予防接種料の独自支援のほか、各種予防接種のきめ細かい実施及び支援を行うとともに、子育て支援や定住施策の観点から、独自に高校生まで拡充対象としている医療費無料化については、事業の周知と発信を強化しながら引き続き実施していきます。
- ▶ 保健指導や健康相談の拠点となる「ぬくもりセンター」や「保健センター」などの保健福祉施設の計画的な施設の改修及び環境整備に努めます。

〔主な取組み・事業〕
◇各種健康診査の受診率向上に向けた取組み
◇子育て支援や定住施策の観点による独自拡充事業（子ども医療費無償化・インフルエンザ予防接種料の助成等）の周知と発信強化
◇ぬくもりセンターや保健センター等の改修事業

*メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧が引き起こされる状態で、重複した場合は命にかかわる病気を招くこともある。

<施策の方向性>

町内医療体制の維持に向けた取組みの強化を図ります。また、東胆振定住自立圏の連携事業を促進し、広域による医療機能の充実を目指します。

<施策項目>

- (1) 町内医療機関に対する支援策の強化 [差別化戦略①]
- (2) 「かかりつけ医」等の普及・定着の推進 [回避戦略①]
- (3) 救急・医療体制の充実に向けた広域連携の推進 [回避戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
町内医療機関の確保	・ 病院 1 箇所 ・ 診療所 2 箇所 ・ 歯科診療所 4 箇所 (H27 年度)	現行数の維持	現行数の維持	
町内医療機関における 休日・夜間救急体制の 確保	1 箇所 (H27 年度)	1 箇所	1 箇所	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 当町の医療機関については、病院 1 箇所、診療所 2 箇所、歯科診療所 4 箇所が民間運営により地域の第 1 次医療を担っていますが、近年では 2 つの診療所が閉鎖していることもあり、地域医療体制が危惧されていることから、医師の確保対策などに取り組んでいます。
- 休日・夜間における救急医療については、町内の医療機関へ町が独自に支援し、緊急時における医療体制の確保を図り、あわせて、苫小牧市内の休日当番医療機関などを町広報やホームページにて情報提供を行っています。
- 当町の広域医療体制については、北海道医療計画において枠組みが示されており、第 2 次医療圏は、東胆振 1 市 4 町を区域とする東胆振圏に属し、第 3 次医療圏については、石狩・空知・後志、胆振・日高を区域とする道央圏に属しています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 町内医療機関に対する支援策の強化 [差別化戦略①]

- ▶ 将来的な医療過疎とならないために、かかりつけ医の確保のほか専門医の不足や医療機関の看護師不足などを解消する支援制度を継続することにより、地域医療の維持に向けて取り組んでいきます。

〔主な取組み・事業〕
◇医師確保等支援事業（かかりつけ医・専門医確保事業、新規看護師雇用助成事業） ◇地域医療連携支援事業（眼科医）

（２）「かかりつけ医」等の普及・定着の推進 【回避戦略①】

- ▶ 将来的に高齢化が進むなか安心して暮らすことができるよう、身近な地域で医療を受けられる体制を確保することにより、日ごろの診察のほか、家族を含めた健康管理について気軽に相談できる「かかりつけ医」の定着に向けた普及に努めます。

〔主な取組み・事業〕
◇医師確保等支援事業（かかりつけ医・専門医確保事業）

（３）救急・医療体制の充実に向けた広域連携の推進 【回避戦略②】

- ▶ 休日・夜間における救急医療については、現行の体制を維持できるよう引き続き町内の医療機関へ町が独自に支援し、緊急時における医療体制の確保を図るとともに、圏域内における初期救急医療機能の維持・充実に努めます。
- ▶ 安全・安心に暮らせること、そして移住・定住の観点から、第２次医療圏における高度救命救急医療（２次救急）や高度小児救急医療の体制など、苫小牧市の医療機関の協力が必要であることから、苫小牧医師会との連携を図りながら東胆振定住自立圏の連携事業として引き続きその体制が維持できるよう努めます。

〔主な取組み・事業〕
◇休日・夜間医療体制確保事業 ◇広域救急医療対策事業（二次救急医療対策事業、小児救急医療支援事業、救急医療啓発普及事業など） ◇東胆振定住自立圏の連携事業による広域医療体制の確保

<施策の方向性>

町民一人ひとりが住み慣れた地域で安心した暮らしができる社会の実現に向け、町民、自治会・町内会等、各種団体、行政が一体となった支え合いと助け合いによる地域福祉の推進を目指します。

<施策項目>

- (1) 地域福祉ネットワークの充実・強化 [成長戦略③]
- (2) 新しい公共の担い手との協働による福祉サービスの推進 [改善戦略①]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
地域見守りネットワークの構成団体数	66 団体 (H27 年度)	70 団体	75 団体	
ボランティアセンター登録者数	396 人 (H27 年度)	410 人	430 人	
人材育成支援事業等によるボランティア資格取得者数	5 人 (H27 年度)	累計 20 人	累計 60 人	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 少子高齢化や核家族化、さらには隣人や地域でお互いが助け合い、支え合うという意識が薄れ、高齢者やしょうがい者、ひとり暮らし世帯にとっては暮らしにくい社会となりつつありますが、当町では未だに地域コミュニティが健在で自助・共助・公助の役割分担が機能しており、安平町地域福祉総合計画に基づきながら、元気な高齢者や地域を中心として見守り活動や福祉ボランティア活動、自主防災活動などの事業展開を行っていますが、今後も地域での支え合い活動や見守りネットワークを維持していくことが重要になっています。
- これまでボランティアや地域コミュニティにより福祉行政を支えてきた方々が今後高齢化となり、向こう10年間で大幅に減少することが予想されることから、新しい公共の担い手の育成が大きな課題となっています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 地域福祉ネットワークの充実・強化 [成長戦略③]

- ▶ 地域における住民同士の相互扶助体制により、町民誰もが住み慣れた地域で安心した暮らしができる地域社会の実現を目指し、安平町地域福祉総合計画に基づきながら、地域全体で支え合う「安平町地域見守りネットワーク」の拡大や、「災害時等要援護者登録制度」の普及に向けて取り組むとともに、自治会・町内会等を中心としたサロンや世代間交流事業、高齢者世帯への除雪支援など、地域での支え合い活動を推進していきます。

- ▶ 地域福祉を支える人材やボランティア団体の育成と支援を継続するとともに、地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員及び地域福祉の中心的役割を果たす社会福祉協議会の活動を支援します。

〔主な取組み・事業〕	
◇地域見守りネットワークの推進	◇地域福祉を支える人材育成支援事業
◇地域支え合い活動推進事業	

(2) 新しい公共の担い手との協働による福祉サービスの推進 【改善戦略①】

- ▶ 将来的にはより一層の高齢化が進行することから、地域福祉や高齢者を支えるためのサービスを提供できる地域産業やコミュニティ・ビジネスの設立支援の強化に取組みながら、新しい公共の担い手の育成を進めるとともに、協働による福祉サービスの充実に取組みます。
- ▶ 町内には、地域医療・高齢者福祉事業・しょうがい者福祉事業を展開する民間法人が多く存在しており、今後も各種サービスが継続されるよう、引き続き一体的な連携及び支援を行いながら、地域福祉サービスの充実に取り組むとともに、福祉施設の計画的な改修、維持補修を行います。

〔主な取組み・事業〕	
◇地域課題の解決に向けたコミュニティ・ビジネスの推進 (再掲)	

**基本施策4
(しょうがい者福祉)**

共生社会の実現に向けたしょうがい者福祉の推進

<施策の方向性>

全ての町民が不自由なく社会活動を営むことができるようノーマライゼーションの理念を尊重したしょうがい者福祉を推進します。

<施策項目>

- (1) しょうがい者福祉サービスの推進 [成長戦略④]
- (2) しょうがい者の生活機能の充実に向けた広域連携の推進 [回避戦略③]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
しょうがい者福祉サービスの利用者数	148人 (H27年度)	160人	180人	
東胆振圏域における地域生活支援拠点の確保	1箇所 (H28年度)	1箇所	1箇所	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- しょうがい者福祉サービスについては、しょうがいのある人もない人も、互いに個人の尊厳を尊重し、活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の概念の下、しょうがいの種別や程度に関わらず、それぞれの地域の中でいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指すため、障害者総合支援法に基づき策定している「安平町しょうがい福祉計画」による施策の推進を行っています。
- 近年は、しょうがい者等の地域生活支援の機能を強化するための広域連携による取組みが進められています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) しょうがい者福祉サービスの推進 [成長戦略④]

- ▶ しょうがいのある人が、地域でいきいきと自立した生活ができるよう、しょうがいの状況に応じ、就労や日中の活動、移動や移送サービスなどに関する相談体制や生活の総合的支援を受けられるよう努めていきます。
- ▶ 町内には、しょうがい者福祉事業を展開する事業所が存在しており、今後もしょうがい者福祉サービスが継続されるよう、引き続き一体的な連携及び支援を行いながら、しょうがい者福祉サービスの充実に取り組むとともに、平成30年度からとなる「第5期安平町しょうがい福祉計画」を策定していきます。

〔主な取組み・事業〕

◇第5期安平町しょうがい福祉計画の策定 ◇しょうがい者自立支援事業

(2) しょうがい者の生活機能の充実に向けた広域連携の推進 【回避戦略③】

- ▶ 東胆振定住自立圏の連携事業として、平成28年度に整備した「しょうがい者等の地域生活支援拠点」により、しょうがい者の居住・相談支援や緊急時の受け入れ対応など、しょうがいを持つ方が安心して地域で暮らせる社会の実現を目指し、生活機能の強化とサービスの充実に向けて取り組めます。

〔主な取組み・事業〕
◇東胆振定住自立圏の連携事業による「しょうがい者等の地域生活支援拠点事業」の推進

<施策の方向性>

高齢者が活躍できる社会の実現に向け、豊富な知識や経験、技能等を持つ高齢者を積極的に活用します。また、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるまちを目指し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を促進します。

<施策項目>

- (1) 多様な社会活動を通じた高齢者の生きがいの推進 [成長戦略⑤]
- (2) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの推進 [成長戦略⑥]
- (3) 住み慣れた地域で暮らすための支援の充実 [差別化戦略②]
- (4) 高齢社会に対応した介護サービス基盤整備の促進 [差別化戦略③]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
要支援・要介護認定率	17.7% (H27年度)	20.1%	21.7%	
介護予防事業（1次予防）への参加者数 (参考値：足腰しゃんしゃん教室参加者数)	2,641人 (H27年度)	2,700人	2,700人	
特別養護老人ホーム待機者数	35人 (H27年度)	13人	5人	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 全国的に少子高齢化が進む中、当町の高齢化率は全国平均を上回っています。一方、世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たりの人員は減少しており「ひとり暮らしの高齢者世帯」や「高齢夫婦のみの世帯」が増加し、あわせて介護を要する高齢者も増加しており、今後このような傾向が続くものと推測されます。
- このような状況の中、隣人との関係も希薄化している昨今、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進していくことが求められています。
- そのため、外出支援サービスや通院移送サービスなどの在宅高齢者等の支援や、高齢者の「いきがづくり」や介護予防の充実が重要です。
- 高齢者介護施設については、近年、デイサービス事業を中心とする訪問や短期間宿泊を組み合わせた民設民営による「小規模多機能型居宅介護事業サービス」が開始されましたが、高齢化が進む当町にとっては、特別養護老人ホームなどの介護支援施設の整備が今後の課題となっています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 多様な社会活動を通じた高齢者の生きがいの推進 【成長戦略⑤】

- ▶ 地域で子どもを育てる意識の強さと、健康で元気なシルバー世代の技術や経験を活かした子どもと高齢者の交流活動など、高齢者の生きがいの推進するとともに、温水プールでの水中運動やノルディックウォーキングなどの介護予防の取組みを継続していきます。
- ▶ 町内には、未だに地域コミュニティ活動が健在で自助・共助・公助が機能していることから、子育て世代へ高齢者のサポート体制や高齢者買い物対策など、行政サービスが行き届かない分野を中心としたコミュニティ・ビジネスの設立支援の強化に取り組むことで、高齢者の生きがいの推進につなげていきます。

〔主な取組み・事業〕
◇介護予防事業 ◇高齢者大学や老人クラブなどの支援を通じた高齢者の生きがいの強化 ◇地域課題の解決に向けたコミュニティ・ビジネスの推進（再掲）

(2) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの推進 【成長戦略⑥】

- ▶ 将来的に高齢化が一層進む中、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を送ることができるよう、高齢者のニーズに応じて、住まい・医療・介護・予防及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みを推進していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇地域包括支援センターの運営

(3) 住み慣れた地域で暮らすための支援の充実 【差別化戦略②】

- ▶ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるためにも、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、地域コミュニティ活動を通じた介護予防事業や生活支援の推進、さらには介護給付サービスの充実など、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画に基づき、事業に取り組んでいきます。

〔主な取組み・事業〕
◇在宅介護支援事業 ◇介護サービスの給付事業 ◇高齢者福祉施設の運営・施設の計画的な改修

(4) 高齢社会に対応した介護サービス基盤整備の促進 【差別化戦略③】

- ▶ 将来的な高齢者の増加により今後予想される特別養護老人ホームの待機者の解消を図るため、待機者の的確な動向把握をしながら、民設民営による小規模特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）の整備に取り組むとともに、民間活力によるサービス付き高齢者向け

住宅などの建設について検討していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇民設民営による「小規模特別養護老人ホーム」の整備

<施策の方向性>

誰もが生涯にわたり健康で安定した生活を送ることができるよう、介護保険制度や後期高齢者医療制度の適正な運用とともに、国民年金制度の啓発に努めます。また、平成30年度から財政運営の責任主体が都道府県となる国民健康保険は、健康寿命の延伸に向けた取組みを進めることにより、医療費の適正化を目指します。

<施策項目>

- (1) 介護保険事業の適正な運用 [回避戦略④]
- (2) 国民健康保険事業・後期高齢者医療事業の適正な運用 [回避戦略⑤]
- (3) 国民年金制度の啓発 [回避戦略⑥]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
国民健康保険事業 被保険者1人あたり療 養諸費費用額	329,119円 (H27年度)	367千円	409千円	
介護保険事業 被保険者1人あたり給 付費費用額	241,685円 (H27年度)	275千円	304千円	
後期高齢者医療事業 被保険者1人あたり療 養諸費費用額	837,953円 (H27年度)	776千円	801千円	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 平成27年度に介護保険制度の改正が行われ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進していくことが求められています。
- 平成30年度から始まる新たな国民健康保険制度については、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国民健康保険事業の運営における中心的な役割を担うこととなる都道府県単位化が図られることとなっています。
- 国民年金にかかる事務については、法定受託事務のほかに協力・連携事務として、保険料の納付特例や口座振替の推進の周知、保険料免除申請の受付などを行っていますが、将来的な年金受給の不安感や徴収率の低下などが問題となっています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 介護保険事業の適正な運用 [回避戦略④]

- ▶ 介護保険事業の制度周知による理解を深め、保険料の収納率を高めながら、介護保険事業の適正な運用に努めます。

〔主な取組み・事業〕
◇介護保険事業

(2) 国民健康保険事業・後期高齢者医療事業の適正な運用 【回避戦略⑤】

- ▶ 国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業の制度周知による理解を深め、保険税の収納率を高めながら、国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業の適正な運用に努めます。
- ▶ 平成30年度から始まる国民健康保険制度の都道府県単位化については、北海道において策定する国民健康保険運営方針に基づいて適切な対応を図ります。

〔主な取組み・事業〕
◇国民健康保険事業 ◇後期高齢者医療事業

(3) 国民年金制度の啓発 【回避戦略⑥】

- ▶ 度重なる年金制度の改正や将来的な年金受給の不安感があることから、国民年金制度に対する正しい理解を得るための周知を継続して行っていきます。

〔主な取組み・事業〕
◇広報等を通じた国民年金制度の周知

基本施策 1
(環境・景観保全)

豊かな自然環境・美しい景観の保全と活用

<施策の方向性>

当町が誇る豊かな自然環境や北海道らしい美しい景観、快適な居住環境を保全・活用し、町民が享受するこの恵みを次世代へ継承していきます。また、公害を防止し、健康で安全な生活環境の維持を目指します。

<施策項目>

- (1) 自然環境の保全と活用に向けた取組みの推進 [成長戦略①]
- (2) 美しい景観の保全と活用に向けた取組みの推進 [成長戦略②]
- (3) 公害防止対策の推進 [差別化戦略①]
- (4) 計画的な斎場・墓地の整備・改修・長寿命化等の推進 [回避戦略①]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
温室効果ガスの総排出量	548万kg (H24年度)	対H24年度比 6%削減	対H24年度比 6%以上削減	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

(自然環境・地域景観)

- 地球温暖化の進行に伴う異常気象や自然環境破壊など、世界規模で環境問題が深刻化しています。当町では、環境に係る基本理念や町・事業者・町民の責務を明記した「安平町環境基本条例」を制定していますが、町民が健康で快適な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保し、安平町が誇る豊かな自然環境と美しい地域景観を将来の世代へ引き継いでいくことが求められています。
- 町内に広がる森林は、生活や経済活動において欠かすことのできない水資源を育むという重要な役割を担っていることから、森林面積の確保など継続して取り組むことが必要です。

(公害防止対策)

- 地域における大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭などの公害については、人の健康及び生活環境に被害を与えるものであることから、安平町環境基本条例に基づき、必要に応じて事業者と公害防止協定を締結するなど、未然防止に向けた監視・指導等による公害防止対策を行っています。

(墓地・斎場)

- 合併に伴い、町内にある2ヶ所の斎場の使用区分や使用料に差異があったことから、平成24年度より使用料を統一するとともに、計画的に火葬炉等の修繕を行ってきました。
- 町内にある墓地については、適正な維持管理とともに高齢墓参者の利便性向上に向けた通路

安全対策などの整備を行っていく必要があります。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 自然環境の保全と活用に向けた取組みの推進 【成長戦略①】

- ▶ 安平町環境基本条例の基本理念に基づき、行政及び事業者、町民の役割の啓蒙普及と実践により、自然と共生する良好な環境の実現を推進します。
- ▶ 旧安平ダム建設予定地については、「あびらエネモの森づくり」などによる植林事業を通じた保全機能の強化を行ってきており、現在は安平町森林整備計画において、「水源かん養林」として位置づけていることから、今後も森林保全に努めていきます。また、あびらエネモの森をはじめとした町内の水源かん養区域を保全するための基本理念などを定めていくことについて検討していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇民間企業と連携した環境教育事業（未来×エネルギープロジェクト）
◇民有林振興対策事業（再掲） ◇町有林管理事業（再掲）

(2) 美しい景観の保全と活用に向けた取組みの推進 【成長戦略②】

- ▶ 町内には、希少生物が生息する豊かな自然、丘陵が織り成す北海道らしい牧歌的な風景、畑一面に咲き誇る菜の花畑など四季折々の美しい地域景観があり、町民の誇りであると同時に、その地域景観を目的に来訪される多くの方々がいることから、この美しい地域景観を将来の世代へ引き継いでいくための保全を推進します。
- ▶ 自然風景と調和がとれた景観が形成されている瑞穂ダムでは、住民主体によるイベントやみずほ館を活用した地域活性化事業に取り組んでいます。このように、瑞穂ダム及び周辺で行われている活動を含めて、観光資源としての可能性を活かした有効活用を検討していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇回遊・交流ステーション形成事業と連動した地域景観の保全と活用の取組み
◇瑞穂ダム及び周辺における有効活用策の検討

(3) 公害防止対策の推進 【差別化戦略①】

- ▶ 公害については、地域内だけではなく近隣地域にも影響を及ぼすものであることから、町民の健康と安心した生活環境を守るため、そして、当町が誇る豊かな自然環境を将来の世代へ引き継いでいくためにも、引き続き未然防止に向けた監視・指導等を強化し、公害防止対策に取り組めます。

〔主な取組み・事業〕
◇公害の未然防止に向けた監視・指導等の強化 ◇公害防止協定の遵守状況の確認等

(4) 計画的な斎場・墓地の整備・改修・長寿命化等の推進 [回避戦略①]

- ▶ 町内にある2ヶ所の斎場については、利用者の利便性確保や火葬時等のトラブルを未然に防ぐため、施設及び設備の計画的な改修・修繕・更新を行います。
- ▶ 墓地の適正な維持管理とともに、高齢墓参者の利便性向上に向けて、墓地内通路の安全対策に向けた整備を進めます。

〔主な取組み・事業〕
◇斎場施設及び設備の計画的な改修、修繕 ◇墓地の計画的な整備、維持管理

<施策の方向性>

安平町環境基本条例に基づき、町民、事業者、行政がそれぞれの役割をもって、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会の実現を目指します。

<施策項目>

- (1) ごみの減量とリサイクル運動の推進 [成長戦略③]
- (2) 節電・省エネルギー対策の推進 [差別化戦略②]
- (3) 地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用の推進 [差別化戦略③]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
ごみの処理量（家庭系・事業系）	2,513t (H27年度)	2,581t	2,454t	
公共施設の消費電力量 (電力需要期)	281万kwh (H27年度)	対H27年度比 1%削減	対H27年度比 3%削減	
住宅用太陽光発電設備 の設置補助棟数	10棟 (H27年度)	累計20棟	累計60棟	
再生可能エネルギーの 活用事業数	1件 (H28年度)	累計1件	累計2件	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 一般廃棄物の処理は、安平・厚真行政事務組合を組織し、苫小牧市へ委託して処理する広域体制を構築していますが、将来的には広域内での最終処分埋立地の増設などを課題として抱えています。
- 平成25年度からは、ごみの減量化とリサイクルの推進及び排出量に応じた費用負担の公平性を図るため、家庭ごみ処理の有料化を開始しました。家庭ごみや家電リサイクルの有料化等に伴い、ごみ分別の徹底や不法投棄を抑止するため、「ごみ分別マスター」や「さわやか環境マスター」の協力を得ながら、適正な排出に向けた巡回・監視活動を行っています。
- 地球温暖化に伴う二酸化炭素の抑制意識の高まりのほか、東日本大震災や福島第1原子力発電所の事故により、省エネや節電のほか、再生可能エネルギーに対する社会の関心が高まる中、町では、平成25年度に「安平町地域新エネルギー・省エネルギー導入プラン」を策定しました。
- 省エネルギーの推進や二酸化炭素の排出抑制を図るため、当町では、住宅への太陽光発電設備やLED化照明の設置助成、公共施設や街灯のLED化などに取り組んできました。
- 再生可能エネルギーの産業分野では、町内で日本最大級のメガソーラー発電所や世界最大規模の蓄電施設の建設があるなど、町民だけではなく全国からの注目も高いことから、これを好機として、再生可能エネルギーが将来の住民生活を大きく変える可能性があることを認識し、太陽光発電事業のほか、技術革新が進む水素エネルギーの活用など、次世代エネルギー技術の有効活用を図っていくことが求められています。

【施策項目に対応した主な取組み】

（１）ごみの減量とリサイクル運動の推進 【成長戦略③】

- ▶ 家庭ごみの有料化を導入していますが、ごみの減量化・再資源化・再利用には住民の理解が必要であることから、ごみ分別ルールなど継続した周知に努めるとともに、地域住民や関係機関と連携した「ごみ分別マスター」や「さわやか環境マスター」の継続、乳幼児などの子育て世代等を対象とした有料ごみ袋の負担軽減策に取り組めます。
- ▶ 関係市町と連携しながら、一般廃棄物処理施設の適切な維持管理を行うほか、将来的な課題として抱えている新たな広域のごみ処理施設の対応について、関係市町や関係機関との協議により検討していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇安平・厚真行政事務組合の運営 ◇もやせるごみ用指定ごみ袋支給事業 ◇ごみ分別マスター・さわやか環境マスターによる巡回・指導等

（２）節電・省エネルギー対策の推進 【差別化戦略②】

- ▶ 公共施設のLED化や低燃費車の公用車導入のほか、消費電力量と電気料削減効果を見据えて街灯のLED化率を高める新たな取組みを進めながら、公共施設等の省エネルギー対策と実践行動を推進していきます。
- ▶ 住宅への太陽光発電システム設備の設置費助成などを継続するとともに、民間企業と連携した「未来×エネルギープロジェクト」をはじめ、地域での省エネルギー啓蒙活動を行っていきます。

〔主な取組み・事業〕
◇住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付事業 ◇公共施設・防犯灯LED化事業 ◇民間企業と連携した環境教育事業（未来×エネルギープロジェクト）（再掲）

（３）地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用の推進 【差別化戦略③】

- ▶ 長い日照時間と少雪など恵まれた気象条件により、近年、町内には再生可能エネルギー産業分野における事業進出や事業展開が行われていることから、このチャンスを企業活動だけに留めず、町内各種産業への利活用に向けた研究や、町民等に対する情報提供・普及促進を図っていきます。
- ▶ 「安平町地域新エネルギー・省エネルギー導入プラン」に基づき、地域におけるエネルギーの安定供給、温室効果ガス排出削減、地域のエネルギー資源の活用や次世代エネルギー技術の有効活用など、自然と人が共存できる循環型社会を目指すための調査・研究を進めます。

〔主な取組み・事業〕
◇「安平町地域新エネルギー・省エネルギー導入プラン」の見直し ◇水素エネルギーなど次世代エネルギーの活用調査・研究

*メガソーラー発電所：出力1メガワット（1000キロワット）以上の大規模な太陽光発電所

＜施策の方向性＞

良好な環境の整備・保全と、快適で暮らしやすいまちづくりを進めるため、地域の特性に応じた計画的な土地利用の推進を目指します。また、社会情勢の変化によって多様化する土地利用に対応するため、都市計画マスタープランの改訂時に都市計画区域及び用途地域の見直しを検討します。

＜施策項目＞

- (1) 計画的な土地利用の検討 [回避戦略②]
- (2) 都市計画区域及び用途地域の見直しの検討 [回避戦略③]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
各種規制緩和の実現に向けた農村滞在型余暇活動機能整備計画（グリーンツーリズム計画）の策定	— (H28年度)	計画策定		

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 安平町の土地利用については、過去より自然環境に負荷の少ない土地利用の推進を目指しており、第1次安平町総合計画基本構想において、その基本的な方向性を示してきました。
第2次安平町総合計画基本構想における「土地利用の方針」は、都市計画法に基づく「安平町都市計画マスタープラン」と連動するものですが、苫小牧圏都市計画区域見直し後に改訂予定であることから、それまでの間は、第1次安平町総合計画基本構想の内容を基本的に引き継ぐものとしています。
- 都市計画区域が設定されている早来地区は、これまで区域区分（市街化区域・市街化調整区域）の設定と用途地域の指定により無秩序な開発を抑制し計画的な市街化を図っていますが、市街化調整区域に建設された公共施設の用途変更制限があるなど、地域が望む土地利用や施設利用が出来ないという弊害があったことから、市街化調整区域の土地利用方針や地区計画を策定しながら対応してきました。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 計画的な土地利用の検討 [回避戦略②]

- ▶ 当町の土地利用については、安平町総合計画基本構想に基づく「森林・農地・住宅地・商業地・工業地」の5つの土地利用区分の方向性と、安平町都市計画マスタープランに基づいて推進していることから、苫小牧圏都市計画区域見直し後に改訂を予定している安平町都市計画マスタープランとあわせて、計画的な土地利用について検討していきます。

〔主な取組み・事業〕

◇計画的な土地利用

(2) 都市計画区域及び用途地域の見直しの検討 【回避戦略③】

- ▶ 国や北海道の上位計画等に基づき、都市計画の推進に努めていますが、苫小牧圏都市計画区域の見直しにあわせて、安平町都市計画マスタープランの改訂を行うことから、地域の特性・実情に沿った見直しや変更等を検討していきます。
- ▶ 定住化や地域活性化など地域振興に対応するため現行制度である地区計画等の積極的な活用を図るとともに、近年、交流人口拡大の取組みの一つとしてグリーンツーリズム事業の展開を目指していますが、都市計画上の建築規制により農家レストラン等の施設整備に制限が生じるなどの課題があることから、農村滞在型余暇活動機能整備計画（グリーンツーリズム計画）の策定等による都市計画上の建築規制緩和に向けた取組みを検討していきます。

〔主な取組み・事業〕

◇農村滞在型余暇活動機能整備計画（グリーンツーリズム計画）の策定（再掲）

基本施策4
(生活インフラ)

住民生活を支えるインフラ整備の推進

<施策の方向性>

住民生活の利便性の向上に向けて、住民生活を支える道路網、公園・緑地、情報通信基盤など、生活インフラの計画的な整備を目指すとともに、これらの改修、長寿命化対策等を推進します。

<施策項目>

- (1) 子ども・子育て世代の視点を意識した公園・緑地整備等の推進 [改善戦略①]
- (2) 多様なニーズに対応した情報通信基盤整備の推進 [改善戦略②]
- (3) 計画的な道路網等の整備・修繕・長寿命化と協働による道路美化活動の推進 [回避戦略④]
- (4) 計画的な上下水道の整備・改修・長寿命化の推進 [回避戦略⑤]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
あびらネット利用件数 (個人・事業所)	99件 (H28年11月)	103件	111件	
町道舗装率	62.1% (H27年度)	62.4%	63.4%	
橋梁長寿命化修繕率	4.5% (H27年度)	9%	45.5%	
水道普及率	84.2% (H27年度)	89.8%	90.8%	
下水道普及率・水洗化率	①72.7% ②84.7% (H27年度)	①75.6% ②84.8%	①76.0% ②85.3%	①下水道普及率 ②下水道水洗化率

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

(公園・緑地)

- 当町には、日本最古の保健保安林内に位置する「鹿公園」や、多様なスポーツ施設などを集積した「ときわ公園」のほか、身近な遊び場としての宅地・団地内公園が整備され、住民の憩いの場となっていますが、老朽化が進む遊具・設備等の適切な維持管理や更新のほか、子ども・子育て世代を意識した公園づくりが望まれています。

(情報通信基盤)

- 情報通信技術の普及、情報化社会の進展に伴い、インターネットなど情報通信環境の整備は、日常生活のほか経済・産業活動など様々な分野において欠かせないものとなっています。
- 当町のブロードバンドサービスについては、これまでに電気通信事業者による市街地を中心とした ADSL サービス、さらには光回線サービスが開始されています。ADSL サービスエリア外については、情報通信基盤整備事業として、無線等を活用した町営によるブロードバンド整備（あびらネット）を行いながら情報格差を解消してきましたが、光回線サービス整備などによる情報通信基盤の整備が求められています。

(道路網)

- 当町を縦貫する国道234号については、苫小牧、岩見沢、日高、十勝圏を結ぶ重要な路線であり、特に遠浅市街地についてはこれまでに多くの交通事故が発生しており、平成27年度から歩道を含めた道路改修や主要交差点部分の右折レーン設置などによる交通安全対策事業が行われています。また、国道234号については、経済活動及び沿線住民の重要路線であり、特に大型車両の混入率が高いことから、安全・安心な市街地形成のためにも、将来的には国道の4車線化が望まれています。
- 北海道が管理する道道については、豊川遠浅停車場線の整備や舞鶴追分線への歩道設置などを関係機関へ要望しています。
- 町民生活道路である町道については、計画的に整備を進めてきましたが、未整備となっている路線もあることから、引き続き財源を確保しながら計画的に整備を行っていく必要があるとともに、これまでに整備した道路や橋梁の経年劣化による修繕や長寿命化などにも継続して取り組んでいく必要があります。

(上下水道)

- 水道事業については、安全で安定した水道水の供給体制の確立に向けて、追分地区飲雑用水道施設の老朽化対策を道営農地整備事業により計画的に進めているとともに、平成29年4月から簡易水道事業の統合による上水道事業への移行にあわせて、安平町の水道料金の統一に向けて進めています。
- 災害時の大規模断水や漏水事故の発生リスクの軽減のため、今後は老朽化している設備機器や導送配水管等の改修更新が必要となってきています。
- 下水道事業については、清潔で快適な生活の維持と環境保全を図るため、これまでに追分市街地及び早来市街地のほか、平成23年度からは遠浅市街地と安平市街地において供用開始となっています。引き続き、事業の推進を図る必要がありますが、今後は供用開始から年数が経過した下水道施設の老朽化対策が必要になってきています。
- 公共下水道計画区域外については、適切な生活排水処理と環境保全を図るため、合併処理浄化槽の設置費の助成を行っています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 子ども・子育て世代の視点を意識した公園・緑地整備等の推進 【改善戦略①】

- ▶ イベント広場やキャンプ場を有する鹿公園及びときわ公園は、町民だけではなく札幌圏や近郊都市からの来訪者も多いことから、魅力的な環境整備や計画的な設備更新を行うとともに、キャンプ場については民間事業者と連携した施設の活用強化と集客力向上に向けた取組みについて検討していきます。
- ▶ 建設を予定している「(仮称)道の駅あびら」の来訪者の長時間滞在と、より一層の回遊交流の事業展開を図るため、道の駅に隣接して、冬期の集客機能を備えた「(仮称)柏が丘公園」を整備します。
- ▶ 身近な遊び場となっている宅地・団地内公園については、計画的な維持補修と「遊具パトロール」など協働による公園の維持運営に努めていくほか、憩いの場として高齢者等も利用し

やすく、子ども・子育て世代の視点を意識した公園づくりについて、地域住民等とともに検討していきます。

- ▶ 鹿公園やときわ公園のほか、これまでに整備した富岡みずばしょう園などを保全しながら、適切な土地利用と緑地保全の推進、管理に努めます。

〔主な取組み・事業〕	
◇鹿公園・ときわ公園整備・管理事業	◇柏が丘公園整備事業
◇富岡みずばしょう園整備・管理事業	◇公園遊具修繕事業

(2) 多様なニーズに対応した情報通信基盤整備の推進 [改善戦略②]

- ▶ 町で運営しているあびらネットについては、今後も引き続き利用者の確保と安定的なサービス運営に努めていくとともに、快適な情報通信環境は日常生活・経済・産業活動など様々な分野において欠かせないものになっていることから、地域的な情報格差を無くすため、市街地以外の地域においても電気通信事業者による光回線サービスの整備に向けた働きかけを行うなど、より一層の情報通信基盤の整備に取り組めます。
- ▶ 災害時や回遊交流の事業展開による来訪者など、誰もがいつでも必要な情報を取得できるよう、Wi-Fi設備の設置基準や民間施設への設置普及の必要性など検討しながら、必要に応じて防災・観光拠点施設等へのWi-Fi環境の整備を進めていきます。

〔主な取組み・事業〕	
◇あびらネット運用事業	◇公共施設Wi-Fi整備の設置基準等の検討

(3) 計画的な道路網等の整備・修繕・長寿命化と協働による道路美化活動の推進 [回避戦略④]

- ▶ 国道234号については、遠浅市街地の交通安全対策事業の整備促進を、道道については、継続して豊川遠浅停車場線の整備や舞鶴追分線の歩道整備などを関係機関へ要望していきます。
- ▶ 町道の整備については、財政状況を勘案しながら、町道整備計画に基づき計画的な整備に努めるとともに、老朽化が進む道路施設について、効率的・計画的に修繕を行うため、道路ストック総点検に基づく道路施設修繕計画を策定し、計画的に修繕を進めていきます。
- ▶ 子どもたちの登下校時の安全確保に向けて、国・北海道・町のほか警察や小中学校など関係機関で構成する安平町通学路安全推進会議において策定された「安平町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関による危険箇所等の合同点検の実施とともに、通学路の安全確保に向けた対策と充実を図っていきます。
- ▶ 老朽化が進んでいる橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な架け替え・修繕を行います。
- ▶ 快適な道路環境を維持するため、適切な維持補修を行うとともに、町が保有する除雪機械と民間委託による除雪機械の確保等によりきめ細かな除雪体制を整え、降雪積雪期の安全な道路環境を守ります。

- ▶ 町内には丘陵が織り成す北海道らしい牧歌的な風景があり、それを求めて来訪される方々も多くいることから、地域住民と連携した道路美化活動を推進していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇町道整備事業 ◇道路ストック総点検に基づく道路施設修繕計画の策定と修繕事業 ◇橋梁長寿命化修繕計画事業 ◇町道除雪事業

(4) 計画的な上下水道の整備・改修・長寿命化の推進 【回避戦略⑤】

- ▶ 水道事業については、追分地区飲雑用水道施設の老朽化対策を道営農地整備事業により計画的に進めるとともに、水道水を安定して供給するための将来像を示した「安平町水道ビジョン」に基づき、水道事業に取り組んでいきます。
- ▶ 町内の水道施設を効率的に運用するため、追分地区と早来地区の配水管を接続しながら、町内に残る水道未普及地域の解消を図るとともに、今後は老朽化している設備機器や導送配水管等の改修更新など、水道事業の安定運営に努めていきます。
- ▶ 平成29年4月から簡易水道事業の統合による上水道事業への移行にあわせて、料金格差を是正するため、安平町の水道料金の統一を図ります。
- ▶ 清潔で快適な生活の確保と移住定住を促進するため、公共下水道事業等の計画的な実施に努めるとともに、老朽化が進む下水道施設・設備の整備改修を行っていきます。
- ▶ 供用開始されている区域については、貸付金制度や水洗化に向けた助成制度の周知を行いながら水洗化率を高めていくとともに、公共下水道計画区域外における合併処理浄化槽の設置費の助成を行いながら、適切な生活排水処理と環境保全を図っていきます。

〔主な取組み・事業〕
◇追分地区簡易水道再編推進事業 ◇水道施設改修事業 ◇緊急連絡管新設事業 ◇公共下水道整備事業 ◇下水道ストックマネジメント計画事業 ◇下水道施設機器等維持修繕事業

<施策の方向性>

各世代の多様なニーズに対応した空き家・中古住宅の利活用など住環境の整備や住宅分譲地の確保を目指します。また、公営住宅等については、長期的な視点に立った適正戸数の確保と既存ストックの改善、長寿命化を計画的に進めます。

<施策項目>

- (1) 空き家・町有地等の利活用による多様な住居ニーズへの対応 [成長戦略④]
- (2) 民間資金等を活用した新たな分譲宅地の開発の検討 [差別化戦略④]
- (3) 計画的な公営住宅等の整備・改修・長寿命化等の推進 [回避戦略⑥]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
町分譲宅地の販売率・ 販売区画数	90.9% (H27年度)	92.5% 累計8区画	96% 累計24区画	
新規住宅建設数	12戸 (H27年度)	累計34戸	累計102戸	
空き家(中古物件等) の活用件数	1件 (H27年度)	累計10件	累計30件	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 町が分譲する住宅地については、アイリスタウン、ラ・ラ・タウン・おいわけ、若草団地があり、定住化施策を展開しながら分譲販売を進めており、平成27年度末で90%を超える販売率となっていますが、近年は販売件数が伸び悩んでいることから、分譲地の早期完売を目指しています。
- 近郊都市から町内企業へ通勤する子育て世代従業員等への住宅建設ニーズの調査を進めていますが、中長期的には、多様なニーズに対応できる新たな宅地造成についての検討が必要になります。
- 今後増加が懸念される空き家の対策については、防災・衛生・景観など地域住民の生活環境の保全と、空き家等の活用による定住対策の観点から、現在取組みを進めている空き家調査とデータベース化を踏まえて、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいた安平町空家等対策計画を策定していくこととしています。
- 町内の賃貸住宅については、移住定住対策による民間賃貸住宅の建設助成事業のほか、安平町公営住宅等長寿命化計画に基づいた公営住宅等の建て替えや既存公営住宅等の改修などにより、住環境を確保してきました。

【施策項目に対応した主な取組み】

- (1) 空き家・町有地等の利活用による多様な住居ニーズへの対応 [成長戦略④]

- ▶ 生活環境の保全と定住対策等の観点により「(仮称)安平町空家等対策計画」を策定するとともに、活用できる空き家(中古住宅)については、移住・定住を促すための住宅リフォーム助成制度の拡充や見直しのほか、不動産情報提供事業の体制整備により、町内空き家の活用施策を展開していきます。
- ▶ 町有施設の解体跡地の売却や市街地の民間空き地の活用により、公営住宅等や民間アパート入居者の住み替えと住宅建設を促進していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇(仮称)安平町空家等対策計画の策定 ◇移住・定住対策の視点による空き家(中古住宅)の利活用策の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅リフォーム助成制度の拡充や見直し ・町ホームページ等を活用した不動産情報提供による空き家(中古住宅)の流動化の取組み ◇町有地の売却等による住宅建設の促進 ◇定住促進事業(住宅建設奨励助成金等)

(2) 民間資金等を活用した新たな分譲宅地の開発の検討 【差別化戦略④】

- ▶ 既存分譲地の販売促進に向けて取り組むとともに、近郊都市から町内企業への通勤者が多く昼夜間人口比率が高いという当町の特殊性を活かし、近郊都市から町内企業へ通勤する子育て世代等をターゲットとした住宅建設ニーズの把握を行いながら、民間活力による新たな分譲宅地の開発について検討していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇分譲宅地の販売促進に向けた取組み ◇民間アパート入居者や近郊都市から町内企業へ通勤する従業員の住宅建設ニーズの調査・把握 ◇民間活力による分譲宅地の開発に向けた検討

(3) 計画的な公営住宅等の整備・改修・長寿命化等の推進 【回避戦略⑥】

- ▶ 安平町住宅総合計画及び安平町公営住宅等長寿命化計画の見直しを行い、公営住宅等の長寿命化、良質な住宅確保に向けて、計画的に取り組めます。
- ▶ 子育て世代を誘引するためには住まいの確保が求められることから、分譲宅地や民有地、賃貸住宅などの情報発信のほか、職員住宅・教員住宅など遊休ストック住宅を活用した子育て世代を支援するための住宅としての改修整備について検討していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇安平町住宅総合計画及び安平町公営住宅等長寿命化計画の改訂 ◇公営住宅等の適切な維持管理 ◇遊休ストック住宅を活用した子育て支援住宅の整備検討(再掲)

<施策の方向性>

子育て・教育分野の施策と連動した移住・定住促進対策を強化し、町内企業へ通勤する町外者に選ばれるまちを目指します。また、首都圏を中心に地方回帰の流れが高まりをみせていることから、こうした希望者に的確を絞ったUIJターン戦略を展開します。

<施策項目>

- (1) 仕事情報の提供との連動によるUIJターンの促進 [成長戦略⑤]
- (2) 町内企業に通勤する子育て世代を対象とした移住促進の強化 [成長戦略⑥]
- (3) 多様なニーズに即した移住・定住促進制度の充実 [成長戦略⑦]
- (4) 広域連携による移住・定住人口拡大に向けた取組みの推進 [回避戦略⑦]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
子育て世帯の転入数	1世帯3人 (H27年度)	累計 12世帯32人 (6世帯16人/年)	累計 36世帯96人 (6世帯16人/年)	
町外に居住する町内企業従業員の移住・定住数(再掲)	— (H28年度)	累計10人	累計50人	

* 目標値の累計は H29~H30、H29~H34 の累計値

【現状と課題】

- 当町では、これまで、町の魅力を伝えるためのイベントや効果的な各種支援策など、積極的に移住・定住施策を推進してきましたが、当町の人口分析により大きな課題と位置づけている若年層・子育て世代の移住・定住に結びついていない現状にあります。
- 町内には比較的大きな企業が立地しており、近郊都市からの通勤者が多く昼夜間人口比率が高いことや子育て環境の充実として町内に2つの公私連携幼保連携型認定こども園を整備したことにより、これらの特殊性と強みを活かして近郊都市から通勤する子育て世代をターゲットとした移住定住策の展開が重要となっています。
- 当町では、社会減少の主要因である進学や就職を機とした若者の道外等への転出超過が顕著となっていることから歯止めをかけるとともに、「いつかはふるさとに帰りたい」と考えるUIJターン希望者への雇用情報等の提供や、町内立地企業等と連携した対応策が求められています。
- 町の魅力や特色を道内・道外へ伝えるためには、単独自治体だけの取組みでは限界があることから、広域的な取組みが必要となっています。

【施策項目に対応した主な取組み】

- (1) 仕事情報の提供との連動によるUIJターンの促進 [成長戦略⑤]

- ▶ 進学や就職を契機に当町から道外等へ転出・就職している若者の転出超過が顕著であります
が、非正規労働等による経済不安や「いつかはふるさとに帰りたい」と考えるU I Jターン希
望者もいることから、都会での経験を活かして帰ってくるという循環を醸成する「ふるさと教
育・学社融合事業」を推進しながら、町内の雇用情報や居住情報の提供、新規採用や就職等で
町外から町内企業に就業する若者と雇用企業の双方に対する連動施策の創設などにより、U I
Jターンの促進を図ります。
- ▶ 地域課題を解決するためのコミュニティ・ビジネスや、町内に不足する業種等のビジネスモ
デルの提案など、起業・創業に向けた仕事情報を発信しながら、U I Jターンにつなげる取組
みを推進していきます。

〔主な取組み・事業〕
<ul style="list-style-type: none"> ◇若者雇用促進助成事業の創設（再掲） ◇専門職の資格取得を目指し進学する方に特化した人材育成とUターン施策を連動させた奨学 金制度の創設検討（再掲） ◇起業・創業に向けた仕事情報の発信によるU I Jターンの促進

（2）町内企業に通勤する子育て世代を対象とした移住促進の強化 【成長戦略⑥】

- ▶ 近郊都市から町内企業への通勤者が多く昼夜間人口比率が高いことや町内に2つある公私連
携幼保連携型認定こども園による子育て環境の充実という当町の特殊性と強みを活かし、近郊
都市から町内企業へ通勤する子育て世代や若者を主なターゲットとして、各部署との連携によ
る各種支援策の創設や拡充、不動産情報の提供や今後増加が見込まれる空き家（中古住宅）の
活用など、職住近接を意識した移住関連事業の積極的な強化に取り組めます。

〔主な取組み・事業〕
<ul style="list-style-type: none"> ◇定住促進事業（住宅建設奨励助成金等） ◇長期優良住宅建設助成事業 ◇定住・移住対策の視点による空き家（中古住宅）の利活用策の展開（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ・住宅リフォーム助成制度の拡充や見直し ・町ホームページ等を活用した不動産情報提供による空き家（中古住宅）の流動化の取組み ◇若者雇用促進助成事業の創設（再掲）

（3）多様なニーズに即した移住・定住促進制度の充実 【成長戦略⑦】

- ▶ 空港や港から至近にあるという立地条件や、丘陵が織り成す北海道らしい牧歌的な風景等に
魅力を感じ道外等から当町へ移住を検討される方々もいることから、まずは当町の気候や良さ
を自ら体験してもらうための移住体験ツアー、おためし暮らし事業のほか、既移住者が主体と
なった情報発信や移住希望者へのアドバイス・相談体制づくり、さらには移住者同士の交流な
ど、多様なニーズに応えるための移住・定住促進策に取り組めます。

〔主な取組み・事業〕
<ul style="list-style-type: none"> ◇観光体験と町内見学を取り入れた移住体験ツアーの実施 ◇おためし暮らし事業 ◇移住者との連携や各種広告媒体等を活用した移住定住促進に向けた情報発信

(4) 広域連携による移住・定住人口拡大に向けた取組みの推進 【回避戦略⑦】

- ▶ 地方創生の取組みへの機運が高まる中、当町では近隣町との連携による人口構成比率の改善に向けて若年層を主なターゲットとした「仕事」と「住まい」の両面に対応した取組みや、周辺自治体と連携した道内外への効果的な魅力発信などを継続して行うとともに、地方から大都市への人口流出のダム機能となるよう、東胆振定住自立圏の連携事業として、移住人口・定住人口拡大に向けた広域連携の取組みを積極的に推進します。

〔主な取組み・事業〕
◇東胆振定住自立圏や地方創生の連携事業による移住・定住促進に向けた取組み

<施策の方向性>

高齢者など真に公共交通を必要とする住民のニーズに合った利便性・効率性の高い地域公共交通ネットワークを目指します。また、現存する鉄道網や路線バスの維持・存続に向け、町民利用の促進を図ります。

<施策項目>

- (1) 地域公共交通の利便性・効率性の向上による交通弱者対策の推進 [回避戦略⑧]
- (2) 交通機関の維持存続に向けた利用促進 [回避戦略⑨]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
デマンドバス登録者数	638人 (H28年11月)	700人	800人	
デマンドバス・循環バス年間利用者数	6,160人 (H27年度)	7,300人	8,800人	
町内JR駅における1日あたり乗降客数	883人 (H27年度)	対H27年度比 3%増	対H27年度比 5%増	JR 北海道実施乗車人員調査(11月調査日の平均)

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 当町の公共交通は、鉄道・路線バス・ハイヤーなど民間事業者による交通機関のほか、安平町商工会が事業主体となって運行するデマンドバスがあります。
- 北海道の鉄道網については、将来にわたり持続可能な形で安全最優先の鉄道事業を運営するため、平成28年11月に道内13線区が「JR単独では維持することが困難な線区」として位置づけ・発表されました。
安平町を走る路線は室蘭線と石勝線があり、道東と道央、道南の結節点としての役割を果たしていますが、平成27年度には駅利用者数の減少によるJR東追分駅の廃駅と減便があり、現在は室蘭線(沼ノ端～岩見沢間)が「JR単独では維持することが困難な線区」として位置づけられましたが、住民生活の利便性を確保するためにも、路線の存続を求めする必要があります。
- 一方、民間バス路線は、厚真方面と千歳・苫小牧方面とをつなぐ運行路線のほか、町内での循環線が運行しています。また、平成25年度には、安平町商工会やハイヤー事業所などと連携し、自宅から街中停留所を結ぶデマンドバスを運行したところですが、乗合率の向上と利用者の拡大が課題となっています。
- 今後、さらなる高齢化が見込まれる中、通勤・通学・通院・買い物など生活に不可欠となる地域公共交通の維持が喫緊の課題であり、利便性・効率性のある町内公共交通体系の在り方と利用促進について考えていく必要があります。「安平町地域公共交通網形成計画」の策定を進めています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 地域公共交通の利便性・効率性の向上による交通弱者対策の推進 【回避戦略⑧】

- ▶ 現在、策定を進めている「安平町地域公共交通網形成計画」に基づき、鉄道・路線バス・ハイヤー・デマンドバスの利用促進を含めた町全体の地域公共交通体系を最適化し、生活維持に必要なとなる町民の足の確保とともに、少年団・部活動の移動手段や回遊交流を意識した来訪者利用などの観点を踏まえて、地域公共交通全体の利便性・効率性の向上を図ります。

〔主な取組み・事業〕
◇地域公共交通対策事業（地域公共交通体系の最適化）

(2) 交通機関の維持存続に向けた利用促進 【回避戦略⑨】

- ▶ 「JR単独では維持することが困難な線区」と位置づけられた室蘭線は、通勤・通学や通院、買い物など多くの町民が利用し、住民生活に重要な役割を果たしており、鉄道の歴史とともに歩み、鉄道を幹線として形成されたこの町に重大な影響を及ぼすことから、今後は、北海道や沿線自治体と連携しながら、鉄道路線の存続を最優先として適切に対応していきます。
- ▶ 鉄道をはじめ各公共交通機関の維持存続のためには、利用者の確保が必要であることから、各交通機関との接続や総合時刻表の作成による利便性を図るとともに、ノーマイカーデーの取組みや『みんなで乗って地域公共交通を守ろう』という意識醸成と啓発活動など、より多くの人に利用してもらうための利用促進策を進めながら、鉄道や民間バス路線、さらにはハイヤー事業の維持に取組みます。
- ▶ デマンドバスについては、老人クラブなどの会合を通じた利用方法や利用助成制度の周知・啓発を行っていくとともに、事業主体である安平町商工会と連携しながら商店街の利用と連動した取組みなどにより、乗合率の向上と利用者の拡大に努めます。
- ▶ 東胆振定住自立圏の連携事業として、構成町の交通機関と苫小牧市内のバス路線の乗り継ぎ制度の確立など、各種輸送機関の相互連携による圏域全体の地域公共交通の確保に取組みます。

〔主な取組み・事業〕
◇JR室蘭線の存続に向けた取組み ◇JR石勝線代替運行事業 ◇地方バス路線維持事業 ◇デマンドバス運行事業・利用助成事業 ◇地域公共交通対策事業（利用促進策の取組み）

<施策の方向性>

消防救急体制の充実、地震と水害に主眼を置いた防災・減災対策の強化、交通安全対策、消費生活対策など町民の生命財産を守る施策を展開します。また、地域住民が自主的に行う防災、防犯、交通安全の活動を支援し、自助・共助・公助による町民の安全・安心な生活の確保を目指します。

<施策項目>

- (1) 自助、共助、公助の連携による地域防災対策・体制の推進 [成長戦略⑧]
- (2) 地域ぐるみによる地域防犯・交通安全・消費生活対策の推進 [成長戦略⑨]
- (3) 地域特性に対応した計画的な治山治水対策の推進 [差別化戦略⑤]
- (4) 高齢社会に対応した消防・救急体制と装備の充実 [改善戦略③]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
自主防災組織の設立数	13 団体 (H28年11月)	17団体	25団体	
災害による死傷者数	0 人 (H27 年度)	累計 0 人	累計 0 人	
犯罪発生件数 (年間)	38 件 (H27 年)	34 件	26 件	
交通事故死者数	2 人 (H27 年度)	累計 0 人	累計 0 人	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

(地域防災)

- 当町では、平成21年度に策定した「安平町地域防災計画」に基づき、各種災害時における体制整備に努めるとともに、町内外の関係機関や各種団体、さらには民間事業者等と連携した各種災害時応援協定などの締結を進めてきました。また、東日本大震災の教訓から、災害時や緊急時に対応した情報伝達手段の多重化が求められており、防災行政無線やエリア放送の整備を進めるとともに、自主防災組織の設立促進を進めながら、防災体制の充実に努めてきました。

(地域防犯・交通安全・消費生活)

- 当町の交通安全対策については、「安平町交通安全計画」に基づき、地域、家庭、学校、企業などと連携した交通安全運動や、各種交通安全施設の設置・要望を行いながら、交通安全対策に取り組んでいますが、平成27年度には町内で2件の交通事故死があり、また、高齢者の運転による交通事故が多発しているという社会的な問題もあることから、より一層の交通安全対策と交通安全意識の啓発を図ることが必要です。
- 犯罪の未然防止と犯罪が起こりにくいまちづくりのためには、町民や地域の自主防犯意識を高めていくことが重要であることから、防犯協会をはじめPTAや自治会・町内会等と連携・協力した自主防犯活動を行っているとともに、イベント時などにおける見回りや巡回を実施し

ています。また、近年は、高齢者に対する悪徳商法や電話による詐欺事件など、犯罪の多様化・巧妙化が進んでいることから、防犯協会や関係機関などと連携しながら消費者被害等の防止に向けた啓蒙活動を行っています。

(治山治水)

- 北海道が「2級河川安平川河川整備計画」を策定したことから、遠浅川の2級河川区間の改修を含む安平川の河川改修に関して、関係機関へ早期完成を要望しています。
- 町が管理する普通河川及び準用河川については、市街地を縦貫する河川もあり、老朽化に伴う護岸改修などが必要であり、町民の安全・安心な生活環境の整備として、河川改修や治水対策に努める必要があります。
- 北海道の土砂災害警戒区域に指定された地域では、土砂災害防止対策事業の着手となったことから、整備促進を要望しています。

(消防・救急)

- 当町の消防・救急体制は、厚真町・むかわ町の3町で構成する胆振東部消防組合により運営され、消防支署及び出張所と4地区の消防団があります。
- 平成21年度に建設した安平支署消防庁舎のほか、消防無線のデジタル化など消防体制を整備してきましたが、昭和50年代に建設された追分出張所の耐震化が必要であるとともに、高齢社会など複雑多様化する現代社会に対応できるよう、消防・救急体制の向上を図るため、消防職員や団員の資質向上、資器材や車両等の計画的な更新など、消防力の一層の強化と充実が求められています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 自助、共助、公助の連携による地域防災対策・体制の推進 【成長戦略⑧】

- ▶ 地域住民の共助が被害を最小限に抑えられるという東日本大震災の教訓から、地域コミュニティを主体とした自主防災組織の設立促進や災害時等要援護者登録制度など、町民と行政の協働による防災体制の確立を進めるほか、地域や町民等を対象とした防災訓練の実施、災害時情報を伝えるためのエリア放送網世帯カバー率の拡大、計画的な災害時物資の備蓄等により、防災体制の強化を図ります。
- ▶ 災害時に地域住民が避難する地区集会所など避難所の表示や周知を行うとともに、拠点となる避難所等の計画的な耐震化・長寿命化により避難所としての機能を確保していきます。

〔主な取組み・事業〕		
◇自主防災組織の設立支援	◇エリア放送網の受信対策	◇防災行政無線管理事業
◇防災体制整備事業	◇避難場所等表示整備事業	

(2) 地域ぐるみによる地域防犯・交通安全・消費生活対策の推進 【成長戦略⑨】

- ▶ 学校やPTA、自治会・町内会等の協力による街頭指導や交通安全教室等の開催、交通安全だよりの発行など、安平町交通安全推進委員会をはじめとした関係機関との連携による交通安

全啓発運動を推進するとともに、国道234号遠浅市街地交通安全対策事業の早期完成に向けた要望のほか、横断歩道や信号機、カーブミラー、交差点付近の注意看板設置などの各種交通安全施設の設置及び要望を行いながら、交通安全対策を推進します。

- ▶ 子どもたちの登下校時の安全確保に向けて、国・北海道・町のほか警察や小中学校など関係機関で構成する安平町通学路安全推進会議において策定された「安平町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関による危険箇所等の合同点検の実施とともに、通学路の安全確保に向けた対策と充実を図っていきます。
- ▶ 防犯灯・街路灯などのLED化と適切な維持に努めるとともに、警察や防犯協会、自治会・町内会等、学校、PTAなどの関係機関や地域との連携により実施している「子どもサポート隊」や「青色回転灯パトロール活動」など、地域における自主的な防犯活動と防犯意識の高揚に努めます。
- ▶ 高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、高齢者を狙った消費者被害や詐欺事件が日本全国で発生していることから、未然防止に向けた啓発活動や安全・安心に暮らせるよう自治会・町内会等の地域と連携した声かけ運動などの取組みを推進します。

〔主な取組み・事業〕
◇各小中学校での交通安全教室等の開催 ◇交通安全指導員の育成 ◇国道234号遠浅市街地交通安全対策事業の整備促進 ◇防犯灯LED化事業（再掲） ◇子どもサポート隊活動 ◇青色回転灯パトロール活動

（3）地域特性に対応した計画的な治山治水対策の推進 【差別化戦略⑤】

- ▶ 安全・安心な生活環境の整備に向け、「2級河川安平川河川整備計画」に基づいた事業の早期着手と早期完成、指定区域の土砂災害対策事業の整備促進について、引き続き関係機関へ要望してまいります。
- ▶ 既設護岸の損傷・劣化が進行し、治水機能の低下が懸念されている早来市街地を流域とするトキサラマップ川など、町が管理する普通河川については、普通河川整備計画を策定しながら、安全・安心な生活環境の整備に向け、普通河川の治水対策及び河川改修に努めてまいります。

〔主な取組み・事業〕
◇普通河川等の維持管理、治山治水対策

（4）高齢社会に対応した消防・救急体制と装備の充実 【改善戦略③】

- ▶ 消防職員及び団員の資質と技術向上、そして安全な活動体制を構築するため、追分出張所の耐震化を行います。
- ▶ 消防車両・資器材・消防水利等の計画的な整備を行うとともに、救急救命士のほか、若年層や女性の消防団員の確保を図ります。

- ▶ 住民の防火意識の高揚を図るとともに、A E D（自動体外式除細動器）の使い方など、救急・救命に関する知識と技術を習得できる機会の提供に努めます。

〔主な取組み・事業〕

◇追分出張所の耐震化 ◇消防車両・資器材の整備 ◇救急救命講習会の開催

基本施策1
(情報発信)

情報共有と知名度向上につながる発信力の強化

<施策の方向性>

町民との情報の共有化が協働のまちづくりの推進において不可欠であることから、町民への積極的な情報提供を推進します。また、当町の知名度向上に向け、当町の魅力を町外者に対して戦略的にPRし、情報交流人口、交流人口の拡大を経て、最終的な目標である移住・定住人口の拡大へとつなげていきます。

<施策項目>

- (1) 多様な広報媒体を活用した町民との情報共有の推進 [改善戦略①]
- (2) シティプロモーション戦略に基づく情報発信の強化 [改善戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
あびらチャンネルの視聴割合	— (H28年度)	90%以上	95%以上	
町外向け動画の制作本数	1本 (H27年度)	年間6本	年間8本	
動画コンテンツ作成による地域おこし協力隊の活用数	0人 (H27年度)	累計2人	累計2人	
町公式ホームページ訪問者数(回)	1,120,964回 (H26年度)	対H26年度比 180%増	対H26年度比 250%増	
フェイスブック「いいね」の数	1,093 (H29年1月)	2,500	3,500	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

- 安平町まちづくり基本条例の理念にのっとり、協働のまちづくりを推進していくためには、町民への積極的な情報提供と情報共有が求められています。
- 町の施策や取組みの全ての出発点は、情報提供とPR戦略にあります。たとえ、効果的な施策や事業を実施しようとも、町内外の対象となる人に知ってもらえなければ、施策への投資効果が期待できません。

しかし、当町では、これまで町の魅力や特色を伝えるための取組みのほか、交流・移住・定住人口の拡大につながる各種支援策などを実施していますが、町内外の対象となる人にしっかりと情報を提供できていない現状にあります。

そのため、全町に整備したエリア放送網によるテレビを活用した「あびらチャンネル」や、独自の動画制作による町外への配信、ホームページ等を活用し、町の魅力を伝えるべき相手に的確に伝え、町の交流・移住人口の拡大へと結びつけるための戦略的なシティプロモーションが求められています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 多様な広報媒体を活用した町民との情報共有の推進 【改善戦略①】

- ▶ 安平町まちづくり基本条例に定めているように、協働のまちづくりを進めるためには、町民への情報提供と情報共有が重要であることから、広報やホームページ、さらには全町に整備を進めている「あびらチャンネル」など、多様な広報媒体を活用した情報提供を行うとともに、懇談会や説明会等を開催しながら情報の共有を図っていきます。

〔主な取組み・事業〕
◇広報、ホームページ、フェイスブック、あびらチャンネルなど多様な媒体を活用した情報の提供と共有

(2) シティプロモーション戦略に基づく情報発信の強化 【改善戦略②】

- ▶ 全町に整備を進めているあびらチャンネルの制作動画等を活用し、町のイベントや景観、各種支援策をはじめ町の様々な魅力や特色を、ホームページやSNSなどにより町外に向けて積極的に発信し、当町の知名度やイメージの向上を図りながら、情報交流から交流人口へと結びつけ、そして子育て世代の確保と誘引へと移住・定住人口の拡大へつなげる戦略的なシティプロモーションを展開していきます。
- ▶ リニューアルを行った町のホームページの運用にあたっては、ホームページへの情報掲載と更新のルール化、さらにはホームページアクセス数の分析などを行う「(仮称) ホームページ向上委員会」の設置などにより、全庁的な共通認識を図った上で効果的な発信を行っていくとともに、「子育て」「教育」「観光」「雇用」をはじめとした各種施策の展開に活用していきます。
- ▶ 地域おこし協力隊の活用等による町外向け動画コンテンツやプロモーション映像の制作と発信など、新たな視点による安平町の知名度向上に向けたPR強化に取り組んでいきます。
- ▶ 当町で実施しているふるさと納税制度では、首都圏在住者など日本全国から多くの寄付をいただいていることから、交流人口・定住人口の拡大へつなげる取組みとして、安平町の魅力をより一層伝えるため、観光・移住・就農相談等を兼ねた「ふるさと納税寄付者」との交流事業等について検討していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇シティプロモーション戦略の策定 ◇ホームページ、SNSの活用 ◇ホームページアクセス数の分析などによる効果的な情報発信 ◇町外向け動画コンテンツやプロモーション映像の制作と発信 ◇地域おこし協力隊の活用など安平町の知名度向上に向けたPR強化 ◇ふるさと納税寄付者等との交流事業の検討(再掲)

<施策の方向性>

多様化する町民ニーズや変化する行政課題に柔軟に対応できる横断的な組織運営を進めるとともに、町民参画手続きの適切な運用など、開かれた組織づくりを推進します。また、人材育成基本方針に基づき、自ら率先して地域課題の解決に取り組める『町民とともに「チームあびら」を実現する人間性豊かなプロ職員』の育成を目指します。

<施策項目>

- (1) 協働のまちづくりの実現とサービス向上を目指した組織体制の強化 [成長戦略①]
- (2) 町民参画手続きの適切な運用 [差別化戦略①]
- (3) 人口減少時代に対応した実践型職員の育成 [改善戦略③]
- (4) 地域サポート制度の充実 [回避戦略①]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
町民参画の実施件数	15件 (H27年度)	20件	25件	町民参画実施状況公表資料
町職員による地域サポート制度の隊員数 (再掲)	14人 (H28年11月)	18人	26人	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

(組織体制)

- 合併後の組織機構については、安平町職員定員適正化計画に基づきながら中長期的な視点に立ち、職員定数の適正な管理や人員配置、グループ制の導入、課の統廃合など機構改革を行ってきました。
- 現在、役場庁舎を活用した追分地区児童福祉複合施設の整備に伴う既存公共施設の集約・再配置事業を進めていますが、追分地区の住民からは、庁舎を含む公共施設集約・再配置により地域衰退が加速するという声も多く、こうした懸念を払拭するため、地域行政サービスのあり方や組織体制についての検討が必要です。また、町民ニーズの多様化や社会情勢により変わる行政課題に対応できる横断的な組織体制の構築が求められています。

(町民参画)

- 行政諸施策等への町民参画を推進するため制定している安平町町民参画推進条例を踏まえ、町民に対する情報提供を充実し、情報を共有した上で、町民の意見を政策・施策に反映するための町民参画手続きの適切な運用が必要です。

(職員の育成)

- 安平町人材育成基本方針に基づき、職員の人材育成を進めていますが、少子高齢化や人口減少が進む中、地方分権や地方創生の取り組みをはじめ、めまぐるしく変化する社会情勢や新たに生じる様々な行政課題に対して、主体的に取り組むことができる職員の育成が重要となってい

ます。

- 当町における人事評価制度については、能力評価による人事評価制度を経て、平成28年度からは能力評価と業績評価による人事評価制度を導入しています。

(地域サポート制度)

- 地域コミュニティを担う自治会・町内会等は、住民同士の関わりの薄れや少子高齢化、地域住民の減少により、自治会・町内会等の運営に支障をきたす地域もあることから、町職員が地域と行政をつなぎパイプ役となる地域サポート制度を平成27年度から実施しています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 協働のまちづくりの実現とサービス向上を目指した組織体制の強化【成長戦略①】

- ▶ 既存公共施設の集約と再配置事業に伴う平成30年4月の組織機構改革に向けて、将来的な課題となる超高齢社会に適応した地域コミュニティの活性化や町民協働のまちづくりの推進に対応した行政サービスのあり方、再任用職員の活用を含めた組織体制等について検討していきます。
- ▶ 地方分権社会及び地方創生の取組みが求められる中、町民ニーズの多様化や社会情勢により変化する行政課題に対応できる横断的な組織体制を構築し、行政サービスの向上を図ります。

〔主な取組み・事業〕

◇町民との協働のまちづくりを推進するための組織体制の検討

(2) 町民参画手続きの適切な運用【差別化戦略①】

- ▶ 当町の町民参画については、パブリックコメントや町民説明会、アンケート調査のほか、幅広い世代からの意見聴取を行うワークショップなどを実施していますが、町民無作為抽出方式などにより普段行政に対して意見を述べる機会が少ない町民意見を聴取する取組みなど、より多くの方が町政に参加できる仕組みづくりと町民参画意識を醸成しながら、町民参画推進条例の適切な運用を行っていきます。

〔主な取組み・事業〕

◇パブリックコメント、町民説明会、アンケート調査、ワークショップ、モニター制度などの積極的な町民参画の推進

(3) 人口減少時代に対応した実践型職員の育成【改善戦略③】

- ▶ 人口減少社会や多様化する住民ニーズ、地方分権社会や地方創生の取組みへの機運の高まりなど、社会情勢の変化に的確に対応し、自主的・主体的に対応する職員が求められていることに加え、「町民参画と町民協働」による町民主体のまちづくりを目指し、地域や町民と向き合っ
- て地域課題を解決できるよう、職員の意識改革と人材の育成を図ります。

〔主な取組み・事業〕

◇安平町人材育成基本方針による職員の人材育成 ◇人事評価制度の推進 ◇職員研修事業

(4) 地域サポート制度の充実【回避戦略①】

- ▶ 地域コミュニティを担う自治会・町内会等からは、「将来的に地域コミュニティの維持・存続が困難になる」という声も多く、超高齢社会に適応した町民主体のまちづくりを目指すとともに、職員の意識改革や町民に信頼される役場職員を目指すためにも、職員による隊員拡充など「地域サポート制度」の充実に努めます。

〔主な取組み・事業〕
◇地域サポート制度の取組み（再掲）

<施策の方向性>

不断の行政評価・行財政改革や情報システムの活用により、効率的な行政運営と質の高い行政サービスの両立を目指します。また、限られた財源の重点的・効果的な配分など将来を見据えた安定的な財政運営を継続するとともに、定住自立圏構想など広域行政の推進を目指します。

<施策項目>

- (1) 効率性と安全性を重視した行政システム強靱化対策の推進 [差別化戦略②]
- (2) 将来に向けた計画的な定員管理 [改善戦略④]
- (3) 行政評価・行財政改革の推進 [回避戦略②]
- (4) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進 [回避戦略③]
- (5) 定住自立圏構想を中心とした広域行政の推進 [回避戦略④]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
実質公債費比率	10.7% (H25-H27年度)	13.8%	11.0%	直近3か年の平均値
公共施設の延床面積	13.7万㎡ (H28年9月)	現状維持	現状維持	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

【現状と課題】

(行政システム)

- 情報通信技術の普及により、効率的な行政運営や住民サービスの向上を目的とした情報システムの活用整備に取り組んでいますが、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の開始など情報化社会に対応した万全なセキュリティ対策が求められています。

(定員管理)

- 当町における定員管理については、「安平町職員定員適正化計画」に基づき、中長期的な視点に立った組織の機構改革とともに、職員定数の適正管理を行いながら、職員数の削減と簡素で効率的な行政運営に努めています。
- 再任用職員制度の導入のほか、専門的な知識経験を有する任期付職員や専門職員の採用など、社会情勢の変化による多様な住民ニーズや行政課題に対応できるよう、計画的に職員の採用を行っています。

(行政評価、行財政改革)

- 当町では、健全な財政運営を行うため、安平町総合計画と連動した財政推計・中期財政計画を策定し、これに基づき計画的な財政運営に努めています。
- 近年では、民間事業施設の完成による固定資産税の増額などプラス要因はありますが、合併自治体における普通交付税の優遇措置が10年を経過し、平成28年度から5年間の激変緩和措置期間に入ったことなどにより、地方交付税などの依存財源の減少が予想されることから、こ

れまで以上に健全な財政運営が必要となります

そのため、地方分権に対応した持続可能で自立したまちづくりを目指すためにも、政策・施策・事務事業の進捗管理と評価によるPDCAサイクルの構築により、施策や事業の見直しを行いながら、地域特性や重点課題を明確化した選択と集中による健全な財政運営が求められています。

(公共施設等の計画的な管理)

- 我が国では、厳しい財政状況が続く中、人口減少や少子高齢化の課題に加えて、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、総合的・中長期的な観点から、国では全ての自治体に対して公共施設等総合管理計画の策定を要請しています。

当町には築30年以上の公共施設が多くあり、今後ますます施設の老朽化が進行していく状況にあります。

特に、当町は合併により同目的の施設が複数存在することから、将来的な維持管理費の増大や更新費用の負担を軽減するためにも、大規模改修や長寿命化だけではなく、整備、更新、統廃合など公共施設の総合的かつ計画的な在り方について、考えていかなければなりません。

(広域行政)

- 人口減少や少子高齢化が進む中で、地方から大都市への人口の流出を食い止め、圏域の市町が連携・協力しながら、互いに役割分担を行い、生活機能の確保や地域住民の利便性向上など、圏域全体の活性化を図ることを目的に、東胆振1市4町による定住自立圏を形成しています。また、ごみ処理、し尿処理、消防などについては、一部事務組合による広域共同事務による効率化を進めてきました。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 効率性と安全性を重視した行政システム強靱化対策の推進 【差別化戦略②】

- ▶ 地図情報を活用した行政情報管理システムとして、統合型GISの導入を進めていますが、必要に応じてシステムの追加更新を行いながら、効率的な行政運営や住民サービスの向上を図ります。
- ▶ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の開始など、情報化社会に対応したセキュリティ対策と情報システムの適切な運用、改善を図ります。

〔主な取組み・事業〕	
◇マイナンバー制度等に伴うセキュリティ強靱化対策	◇統合型GIS運用事業
◇戸籍システム用機器更改事業	

(2) 将来に向けた計画的な定員管理 【改善戦略④】

- ▶ 庁舎を含む既存公共施設の集約と再配置事業に伴い検討を進めている組織機構改革とあわせて、将来を見据えた定員管理が必要であることから、絶え間ない不断の行政改革による簡素で効率的な行政運営を目指すとともに、多様化する住民ニーズや行政課題、さらには地方分権の進展に対応していくため、新たな安平町職員定員適正化計画の策定により当町の住民サービス

に必要となる職員目標を定め、その目標に向けた計画的な定員管理を推進します。

〔主な取組み・事業〕
◇安平町職員定員適正化計画の改訂

（３）行政評価・行財政改革の推進 【回避戦略②】

- ▶ 国・北海道等による補助金等の活用のほか、安定的な税収基盤の整備や収納対策の強化、ふるさと納税等による財源の確保を図るとともに、達成すべき成果目標を明確にした上で、政策・施策・事務事業のPDCAサイクルによる行政評価と見直しを行いながら、選択と集中による健全な財政運営と行政改革を推進していきます。
- ▶ これまで同様に安平町総合計画と連動した財政推計・中期財政計画の策定、見直しにより計画的な財政運営に努めるとともに、投資事業など予算概要を分かりやすく町民へ提供し、情報の共有を図っていきます。

〔主な取組み・事業〕
◇PDCA サイクルの確立と行政評価の推進 ◇安平町財政推計・中期財政計画の策定、見直し ◇財政状況の公表 ◇安平町行政改革プランの改訂

（４）公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進 【回避戦略③】

- ▶ 現在、策定を進めている安平町公共施設等総合管理計画に基づき、町の財政状況を踏まえて中長期的な視野で整備、更新、統廃合のほか、長寿命化等に取り組むとともに、計画的な維持補修や附帯設備等の更新等を行います。
- ▶ 町有施設の解体跡地の売却のほか、民間活力の積極的な活用による遊休施設の売却手法の仕組みづくりなどを進めます。

〔主な取組み・事業〕
◇庁舎を含む公共施設の集約・再配置事業 ◇安平町公共施設等総合管理計画の推進 ◇普通財産の活用・処分に向けた仕組みづくり

（５）定住自立圏構想を中心とした広域行政の推進 【回避戦略④】

- ▶ 社会情勢の変化や行政ニーズの多様化が進む中、単一自治体だけでは解決が難しい課題等が生じていることから、地域住民の利便性の向上や圏域全体の活性化を図るため、東胆振定住自立圏の枠組みなどによる広域行政の取組みを推進します。
- ▶ 地方創生の推進に向けた「地域間連携」による施策が求められていることから、北海道町村会と東京23区との連携プロジェクトへの参加をはじめ、他自治体との連携など、広域的な視点による取組みを検討していきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇東胆振定住自立圏共生ビジョンに基づく施策の推進
- ◇地方創生の推進に向けた地域間連携の推進
- ◇「北海道新幹線×nittan 戦略会議」や「東胆振ブランド推進協議会」等をはじめとした各広域組織による施策の推進

* 実質公債費比率：比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上となった場合には一部の地方債の発行が制限されます。

* PDCAサイクル：計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）をサイクルとして表わしたもので、事業を実施した結果を成果の視点で評価し、次の改善に結びつけようとする考え方を示しています。



資料編

答 申 書

平成29年2月23日

安平町長 瀧 孝 様

安平町未来創生委員会
委員長 小林 正道

第2次安平町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について（答申）

平成28年1月22日付け安企財第2804号で本委員会に諮問されました第2次安平町総合計画基本構想・基本計画の策定について、調査審議いたしましたので、安平町未来創生委員会条例第2条の規定に基づき、別冊のとおり答申します。

なお、答申するに当たり、当委員会で設定したまちづくりの将来像の実現と、人口減少社会に対応した総合的かつ計画的な行財政運営の推進を望むものとし、これまで討議を重ねてきました結果を踏まえ、次のとおり当委員会としての意見を付します。

記

1. 総合計画基本構想及び前期基本計画の推進全般に関すること。

- (1) 人口減少社会という厳しい社会情勢の中、町民協議に基づき設定した将来像を実現していくためには、町民や事業者、行政など多様な主体が一体となって施策に取り組むことが重要であり、特に地域課題を移住対策と絡めて戦略的に解決していく「重点プロジェクト」の実施については、行政・住民の相互に推進体制を構築した上で、積極的に展開されることを希望する。
- (2) 成果指標に基づいて、施策・事務事業の実施状況を評価、検証し、改善に結びつけていくPDCAサイクルによる進捗管理を確実にを行うため、早期に体制と仕組みづくりを確立していただきたい。なお、前期基本計画で設定した成果指標には、各基本施策で設定された「施策の方向性」との対応関係が不明な項目があることから、中期基本計画の策定において見直しを検討していただきたい。
- (3) 今回答申した計画書は、その全文を住民が短時間に読むことが困難であることから、町民周知にあたっては、計画内容をわかりやすく表現した「ダイジェスト版」を作成することを希望する。また、当町の政策・施策を町外者へ積極的にPRする観点から、ホームページ等への掲載においては、記載内容の図式化など、閲覧者への配慮策を講じていただきたい。

2. 重点プロジェクト及び政策分野における個別の意見

- (1) 重点プロジェクトについては、個別の施策を有機的に連動させることで地域課題の解決と移住対策を同時に達成するものであり、具体策の企画立案では、役場組織内の横断的な対応が求められることから、その推進体制を早期に確立していただきたい。
- (2) 協働のまちづくりの推進の観点から、地域課題の解決者として、現に町内で活動するボランティア、NPO法人、各種団体、企業、町民などを積極的に活用する事業展開としていただきたい。

- (3) 若者や子育て世代に選ばれるまちの実現には、これらの世代が安心して安全なまちであると実感できるサービスの充実が不可欠であることから、心身ともに健康な子どもに対する施策だけでなく、病児病後児保育の体制構築や発達に遅れがみられる子どもへのケアなど、きめ細かな施策を検討いただきたい。
- (4) 将来にわたり追分高等学校を存続させるためには、その前段で、同校が当町のまちづくりでどのような位置づけと機能を持ち、今後どのような学校としていくべきなのかという方向性を町民とともに共通認識していくことが重要であり、今まさにその議論を行う時期にあると認識するものである。
- (5) 担い手不足と役員の高齢化などの課題を抱え、自治会、町内会等の活動は、極めて厳しい現状にあり、近い将来、金銭面や行政による人的なサポートなどの支援策だけでは、危機的な状況に陥る不安感がある。地域住民間のつながりがあって、はじめて「住み続けられるまち」が実現できるということを地域全体で共有し、各種町内団体を有機的にネットワーク化する取組みを検討いただきたい。
- (6) 農商工観光の各施策では、「誰が何をどのように」という具体策が成果指標から読み取れず、その実効性が担保されていないものが存在することから、中期基本計画の策定に向けて、施策内容を深化させる必要がある。
- (7) フットパスや森林セラピー、木育など森林資源の活用策の検討とともに、森林資源が果たす二酸化炭素の吸収効果に着目した町民の森林保全意識の醸成に取り組んでいただきたい。
- (8) 当町は、都市と比較し「健康寿命延伸事業」など手厚い取組みがなされている。今後もあらゆる年代の町民が人として健やかな生活を維持していくにはどのような施策が必要かということを追究していただきたい。
- (9) 商工振興で検討されているポイントシステムについては、「消費ポイントが貯まる」、「ポイントを集めて買い物できる」「換金できる」ということにとどまらず、地域通貨の観点から地域コミュニティ活動や健康・福祉活動と連動した、まちづくりへの広がり生まれる制度となることを期待する。
- (10) 太陽光発電は、再生可能エネルギーとして期待される一方、施設整備に伴う森林伐採や景観阻害を不安視する声が町民まちづくり会議等で寄せられたことから、今後に向け、再生可能エネルギーと景観・環境への配慮のバランスのあり方について検討いただきたい。
- (11) 地域コミュニティの活性化に向けて、町職員も町民の一人であるという認識のもと、町民という立場でもまちづくりに参画することを希望する。
- (12) 健全な行財政運営に向け、合併前に整備した町内で重複する公共施設等の統廃合など施設の合理化に向けた対策を講じていただきたい。
- (13) 全国から寄せられる「ふるさと納税制度」を活用した寄付金と、総合計画で優先政策とした子育て・教育分野を戦略的に結び付けることにより、「集め方」と「使い方」の双方から、将来像の実現に向けて力を入れていることがPRでき、併せて地域製品のPRも期待できる。シティプロモーションの一環として子育て・教育分野へのふるさと納税活用を検討いただきたい。
- (14) 広域連携に関しては、胆振東部に限らず、住民の生活実情を考慮し、特に医療・観光など、千歳市など札幌圏の都市との連携を今後検討いただきたい。

安企財第 2804 号
平成28年 1月22日

安平町未来創生委員会
委員長 小林正道様

安平町長 瀧 孝

第2次安平町総合計画基本構想・基本計画の策定について（諮問）

平成28年度をもって安平町総合計画基本構想・後期基本計画の計画期間が終了するため、平成29年度から平成38年度を計画期間とする第2次安平町総合計画基本構想・基本計画を策定します。

この計画の内容について、安平町未来創生委員会条例第2条第1号の規定に基づき、安平町未来創生委員会の調査審議を賜りたく、諮問いたします。

記

1 計画区分

- (1) 基本構想 平成29年度を初年度とし、平成38年度を目標年度とする10年間を展望した基本的な目標の樹立。
- (2) 基本計画 基本構想に基づく前期2か年の分野別の目標と施策の樹立。

2 諮問内容

一般的には素案の作成により諮問を行うべきところであるが、町民が策定段階から参画できるようにすることに努めると規定した安平町まちづくり基本条例の理念にのっとり、未来創生委員会に対する諮問は、策定に係る全ての過程を包括し行うものとする。

育てたい 暮らしたい 帰りたい

みんなで未来へ駆けるまち



第2次安平町総合計画 前期基本計画

2017年3月策定

発行／安平町 | 〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地
TEL 0145-22-2511 (代表)
URL <http://www.town.abira.lg.jp/>
企画・編集 安平町企画財政課